

第九十六回国会 文教委員会 議 録 第十号

昭和五十七年四月十六日(金曜日)
午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 青木 正久君

理事 石橋 一弥君

理事 西岡 武夫君

理事 佐藤 誼君

理事 鍛冶 清君

理事 赤城 宗徳君

理事 浦野 休興君

理事 久保田 次君

理事 谷川 和穂君

理事 船田 元君

理事 嶋崎 讓君

理事 山口 鶴男君

理事 有島 重武君

理事 山原 健二郎君

出席国務大臣

文部大臣 小川 平二君

出席政府委員

文部政務次官 玉生 孝久君

文部大臣官房長 鈴木 勲君

文部省初等中等教育局長 三角 哲生君

文部省管理局長 柳川 覺治君

委員外の出席者

議 員 石橋 一弥君

議 員 西岡 武夫君

自治省財政局交 紀内 隆宏君

付税課長 中嶋 米夫君

文教委員会調査 室長

四月十六日

日本学校健康会法案(第九十三回国会閣法第二

第一類第六号 文教委員會議録第十号 昭和五十七年四月十六日

二号(参議院送付)
同月十五日

私学に対する助成に関する請願(永末英一君紹介)(第二〇八四号)

私学に対する公費助成の増額等に関する請願外一件(永末英一君紹介)(第二〇八五号)

心身障害児を保育する私立幼稚園に対する助成制度の改善に関する請願(小沢一郎君紹介)(第二一一八号)

私学の助成に関する請願外一件(大原亨君紹介)(第二二二七号)

同外二件(大原亨君紹介)(第二二二五号)
同(木島喜兵衛君紹介)(第二二二六号)

同(久保等君紹介)(第二二二七号)

教科書無償制度の存続等に関する請願(中島武敏君紹介)(第二一六六号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案(石橋一弥君外三名提出、衆法第五号)

○青木委員長 これより會議を開きます。

石橋一弥君外三名提出に係る私立学校振興助成法の一部を改正する法律案及びこれに対する石橋一弥君外三名提出に係る修正案を一括して議題とし、これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高村正彦君。

○高村委員 わが自由民主党の議員提案により提出された私立学校振興助成法の一部を改正する法律案について、自由民主党の議員として基本的に賛成であり、早急にこの成立を期する必要があるとする立場から若干のお尋ねをしたいと思います

ので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、この法案を議員提案という形で取りまとめられたことについて、その間の事情なり御判断についてお伺いしたいと思います。

○石橋(一)議員 お答えをいたします。

御承知のとおり、私立学校振興助成法そのものが議員立法で成立したものであったわけであり、率直に申し上げまして、議員立法という形であつたがゆえにこそ、学校法人化を志向する個人立等の幼稚園に対しまして公費助成の道を開き、幼稚園教育の発展に資することができたのだと自負をいたしているものであります。今日の時点において提案理由に申し上げたような事情を政治の立場から判断して、必要と考えられる立法措置をとるのはやはり議員立法の形の方がよろしかろう、かように考えまして進めてきたものでござい

ます。

以上です。

○高村委員 法案の中身について私の理解を確認させていただきます。

新しく加えられる「前項の期間の末日が昭和五十九年三月三十一日までに到来することとなる者については、同項中、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内」とあるのは、「昭和六十年三月三十一日まで」とする。という規定の意味でございますが、現行法により五十一年度から補助金の交付を受け始めた者は五十七年三月三十一日、五十二年度から補助金の交付を受けた者は五十八年三月三十一日、五十三年度から補助金の交付を受けた者は五十九年三月三十一日にそれぞれ学校法人化の期限が到来することになるわけであり、法改正によりいづれもその期限が六十年三月三十一日まで延長されることになる、そのように理解してよろしいでしょうか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

そのとおりでございます。したがって、それぞれ五十六年度末に期限の来る者は三年、五十七年度末に期限の来る者は二年、五十八年度末に期限の来る者は一年の猶予を認めることとなるわけであり、

こうして当面の幼稚園教育の混乱を避けながら、この間に引き続き学校法人化の促進のための積極的な指導をさらに進めていこうとするものであります。

以上です。

○高村委員 ところで、今回の法改正は、ただいま確認させていただきましたように、個人立等の幼稚園が学校法人化しなければならぬ期限を三年から一年それぞれ延長するという内容になつて

いるわけであり、実際どのくらいの数の幼稚園が影響を受けることになるわけなんでしょうか。この点はひとつ文部省にお尋ねしたいと思ひます。事例を簡単にするために、今回三年延長となる昭和五十一年度から補助を受け始めた幼稚園について、当初の補助対象園の数及びそのうち学校法人化したものの数、そして今回三年延長となる幼稚園数はどのようになつてゐるかお尋ねしたいと思ひます。

○柳川(總)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の昭和五十一年度におきまして、国庫補助の対象となつた個人立等幼稚園の数は、千九十五園であります。このうち昭和五十五年度末までに学校法人化したものが四百六園、廃園または補助金を辞退した幼稚園が五十七園でございます。したがつて、学校法人化してゐない幼稚園が六百三十二園ということになっております。この点につきましてはさらに現在、昭和五十六年度末現在における数字を調査、集計中でございますが、昭和五十六年度中に新たに学校法

人化した幼稚園も百四十ないし百五十園程度あると見込まれますので、最終的に三年延長という影響を受ける幼稚園は五百園を切るのではないかと予想しているところでございます。

○高村委員 いまのお話を伺いますと、関係者のさまざまな努力にもかかわらず、期限内に学校法人化が完全には達成できないというのが実態のようであり、私立学校法のたてまえからすれば、学校法人の認可に際しては、その基本財産については学校法人による自己保有ということが原則とされているわけであり、個人立等幼稚園の学校法人化に際しては、現在個人等が所有している園地、園舎等の基本財産を学校法人に寄附しなければならぬということが問題になっているわけであり、しかしながら、幼児数の減少傾向を見ての経営の先行き不安などから、学校法人を解散した場合の残余財産の帰属の法制等を勘案しまして、基本財産の寄附をちゅうちょする向きもあるやに聞いているわけであり、また、特に宗教法人の場合には、宗教法人としての本来の活動に必要な境内等の所有を幼稚園のために分離することは相当の困難が伴うといった場合もあるわけであり、これらの幼稚園も、これまで幼稚園教育の普及、発展のためには大いに貢献してきたことは事実であり、今後幼稚園教育の一層の充実を図るためには、これらの幼稚園の協力も必要不可欠のものと思われるわけでございます。

一方、すでに関係者の御努力によって学校法人化を法定の期限内に達成した幼稚園も多数あることも、先ほどのお答えで明らかでございす。そこで、これらの幼稚園の関係者から見ますと、平たく言いますと、学校法人化を無理して急

いだために、何か損をしたというような感じを持つのではないかと、この点について提案者はいかに考えてございまいしょうか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。ただいまの御質問、この点が一番問題であり、率直に申し上げますが、適切なお尋ねであつたと思ひます。もちろん幼稚園は学校法人によって設置、運営されることが原則であります。幼稚園教育の公共性と継続性、さらには安全性、これらを確保するという観点から、少なくとも公費助成を受ける私立幼稚園に対しては、学校法人化を求めているのが法律の趣旨であると考えております。

今回の改正によって、学校法人化の期限が延長されたとしても、学校法人化を進めるといふ施策の基本は変わらないものであり、すでに期限内に個々の事情を克服して学校法人化を達成した幼稚園については、法律の求めにに応じたものといえ、関係者の労苦を多とするものでございす。所定の期限を守って苦労の上学校法人化した方々が、今回の立法措置につきまして一種の不公平感を抱くのではないかと、現実の問題といたしまして全く否定はできないかもしません。しかし、いまだに学校法人化を達成できないでいる幼稚園の中には、関係者の努力が進行中であるにもかかわらず、その中途で期限を迎えようとしているものも数多くあるわけであり、これらの努力にいましばらくの時間をかし、その促進を図ることは、幼稚園教育全体の発展を考えると、幼稚園関係者から十分理解と納得を得られるものと確信しているものでございす。

○高村委員 私もそのように期待しているものではないですが、この法案を準備されるに当たつて、実際に幼稚園関係団体の意見をどのように反映されたのか。大きく言つて、幼稚園関係の団体には三つの団体があるというふう聞いておりま

すが、それぞれの団体はどのような反応、意向を示しているのか。究極的にはこの法案に賛意を表しているのか、その辺について念押しの意味でお尋ねしたいと思ひます。

○石橋(一)議員 お答えいたします。御指摘のように、私立幼稚園の関係団体は三つあるわけであり、一つは日本私立幼稚園連合会、いわゆる日私幼と称する団体です。一つは全国学校法人幼稚園連合会、全法幼であります。さらに全国私立幼稚園連盟、全私幼であります。このうち日私幼及び全私幼は、もとより附則第二条第五項、つまり五年以内に学校にしない、この改正を強く要望されてきた経緯があるわけであり、今回の法改正について、その速やかな成立の陳情を続けられていることは御承知のとおりでございます。また、すでに学校法人化した幼稚園の団体である全法幼につきましても、今回の改正案作成に当たり、他の二つの団体とあわせて十分打ち合わせの機会を持った上で取り進めてきたものであります。この改正について、大きな立場から十分理解をいただいたものと考えておるわけでございます。

以上です。

○高村委員 いろいろお尋ねをしてみました。が、今回の法改正案につきまして、基本的にはつきりさせておきたいことが一つあるわけであり、それは、この改正が端的に言つて、幼稚園経営者のためのものであるのか、それとも実際に子供を幼稚園に通わせている国民のためのものであるのかということでございます。確かに法文を表面的にとらえれば、経常費の補助は幼稚園の設置者を対象としてなされるものであり、父母の立場というものは影に隠れているわけであり、しかし、今回の法改正の真のねらいとするところは、父母の立場に立つて、父母がその子供をこれまでどおりの幼稚園に、これまでどおりの経済的負担で通園させることができるという基盤に急激な変化を来さないようにするところにあるのであつて、そのことが大事であるから今回の措置が

必要であると解釈したのであります。この法案が対象としている幼稚園に子供を通わせている父母の大部分は、現在通園のためにかかっている経済的負担が、この法案の行方によつて飛躍的に増大せざるを得なくなると、場合によっては途中で他の幼稚園を探さなければならなくなるかもしれないなどということについて、全く認識していないものと思ひます。今回の改正案は端的に言つて、幼稚園の経営の安定を図るといふこともさることながら、むしろ父母の側からの子供の通園の安定を図るものとしてとらえることでよろしいのかどうか、幼稚園教育の当面の混乱を避けるという提案理由の趣旨をそのように理解しているのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○石橋(一)議員 お答えいたします。まさしくそのように御理解を得たいと思ひます。現在行われております経常費の補助というものは、幼稚園における教育条件の維持向上を図りますとともに、幼児にかかわる就学上の経済的負担の軽減を図ることを目的とするものでございまして、学校法人化の期限切れに伴い、従来の補助を打ち切ることが父母の経済的負担の増大ということとなる、そうした事態も十分考えられるところでございす。今回の改正案はこのような父母の立場にも十分配慮したものであるというところを御理解をいただきたいと思ひます。

○高村委員 文部省に一点お尋ねしたいと思ひますが、もしこの措置がとれないと補助を打ち切られる幼稚園について、そこに幼児を通園させている父兄の負担はどのくらい増すようになるのでしょうか。

○柳川(寛)政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、五百園に近い幼稚園がこの問題にかかわるわけであり、その場合、学校法人立以外の幼稚園に対する都道府県の補助額は、昭和五十五年度で一園当たり約八百八十八万円となつております。また、この補助の幼児一人当たりの額は五十七年度五万円程度にはなると思われ、仮にこの補助が打ち切れ、その分を保育料等納付金

必要であるとして、幼稚園に子供を通わせている父母の大部分は、現在通園のためにかかっている経済的負担が、この法案の行方によつて飛躍的に増大せざるを得なくなると、場合によっては途中で他の幼稚園を探さなければならなくなるかもしれないなどということについて、全く認識していないものと思ひます。今回の改正案は端的に言つて、幼稚園の経営の安定を図るといふこともさることながら、むしろ父母の側からの子供の通園の安定を図るものとしてとらえることでよろしいのかどうか、幼稚園教育の当面の混乱を避けるという提案理由の趣旨をそのように理解しているのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

のみでカバーいたしますと、さらにこの五万円程度の引き上げが必要と思われませんが、各幼稚園におきましては五十七年度はすでに保育料等の納付金額を決定して徴収しているところであり、また、これを保育料にはね返らせることは事実上、年度中にはきわめて困難であろう、そのことがさらに今後の幼稚園の経営または次年度における学納金への影響があるように思われます。

○高村委員 幼保の問題を含めた幼児教育の基本的問題を検討して必要な施策を講ずべき時期に来ているのではないかと、幼稚園問題については最後に指摘しておきたいと思ひます。

次に、専修学校等を設置する準学校法人に対する助成及び監督の規定を整備するという、私立学校振興助成法第十条等の規定を準学校法人に準用することについてありますが、この問題については、かねてから専修学校等の関係者からは相当強い要望と期待のあつた事柄であると承知しております。このたび幼稚園に關して私立学校振興助成法の一部改正が行われるに当たり、この規定を整備することはきわめて当然のことと考えている次第であります。現在すでに神奈川県や愛知県など相当数の都道府県において、準学校法人に対して運営費の補助や施設設備に対する助成が行われているというのを考え合わせれば、昨今、専修学校制度が発足して六年を経過し、社会的にも非常に期待されていることからしても、遅きに失したのではないかとさへ思ふのであります。

そもそも私立学校振興助成法が制定される前には、私立学校に対する助成及び監督については私立学校法第五十九条に直接規定があつて、それがそのまま準学校法人に対しても準用されていたのであります。この機会に私立学校法と私立学校振興助成法との整理、整合性を回復して現在行われている助成措置の法的安定を図ることは、まことに時宜を得た適切な措置であると思ひます。私としては、この点につきましても提案者で何か一言おっしゃることがあればお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○石橋(一)議員 答えたいします。

ただいま問ひかけがあつたわけであり、すけれども、もともとこの法律そのものの提案が遅かつた、おっしゃるとおりであります。この私立学校振興助成法を今回動かすといひますか、いじめるに当たりまして、この点もあわせて提案を申し上げて、そしてきつとした根拠法を持ちたい、このような考え方で出したわけであり、よろしくお願ひいたします。

○高村委員 終わります。

○青木委員長 中西續介君。(発言する者、離席する者あり)

ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○青木委員長 速記を始めてください。

中西君。

○中西(續)委員 私は、この質問をするに当たりまして、時間の関係もございまして、専修学校の問題等につきましては質問をする時間をとることができないぐらいたくさん問題がございまして、これは後の方に譲るといたしまして、きょうは私立学校振興助成法の一部を改正する法律案の中の幼稚園の部分についてのみ質問を申し上げたいと存じます。

ただ、私きょう見渡しますと、残念なことに歴史的なものをちよつとお聞きしなくちやならぬと思ひましたけれども、提案者西岡さんがいらつしやらないので、当時何回か提案者になつておるわけですね。昭和四十七年五月二十六日、さらにまたその後の方の四十八年七月二十一日の提案の中に入つています。ですから当時の五年間にわたる経過について冒頭に西岡さんにお聞きしようと思つて私、参つておつたのですけれども、それができないのでちよつと困つています。これはどういふあれになるのですか。提案者がいないのですか……

○青木委員長 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○青木委員長 速記を起しててください。

○中西(續)委員 私は、本日の主要な課題として取り上げましたのは、昭和四十六年六月の十一日に中教審答申がございまして、その内容について明らかにし、さらに四十六年八月における振興計画、こうしたものすべてを受けて自民党の内部における論議、さらに四十七年にこうした学校教育法等の一部を改正する法律案、西岡武夫君外四名提出、衆法第三五号を提出をしておるわけですから、これに至る経過をお聞きしようとしておるわけですから、これは西岡さんいなければどうしてできないということがはつきりしているわけなんです。そして、なおかつこれがだめになつて、

四十七年六月の十二日、さらに文教委員長の丹羽兵助君の提出法案あり、そして四十八年七月の二十日に、第七十一回国会において同じく西岡武夫君外五名の提出の衆法第五七号、こういうようにちよつとそうしたものの経過があるわけですね。しかも、この流れというのは、その後によいよこれが成立する五十年に至るまでの細かい話が全部わからないと、いまちよつと出される、また提案者になつておるわけですから、大変な問題を持つておるわけですね。それがわからない人がそこについて、私がこゝで聞くつたつて聞くことはできないというのではだれしも明らかなんです。

しかも私、こゝへ参りまして、先ほど始まるときに委員部に申し入れいたしました、そのことの要求をいたしましたわけですね。これが自民党の特殊な事情の中で出てこれないということになれば、提案者である人たちがそうしたことで出てこないというところの中で私たちがこれを進行させるといふことが果たしてよろしいかどうかということになつてきたときに、私は、むしろやるべきではないのではなかいか。いまこれをやつたとしても、中教審の内容がどうなつたのか、文部省の受けとめ方はわかつて、当時の自民党これを提案するに至るまでの過程をだれに聞くのですか。これは聞けないと思ひます。そうした事態を受けて、いまやれと言つたつて、これはどうして困難だと思ひますので、委員長、この点を十分御勘案いただいで

処理していただくように要求をいたします。

○青木委員長 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○青木委員長 速記を起しててください。

午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩

午後一時七分開議

○青木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中西續介君。

○中西(續)委員 提案者であります西岡さんがおいでになりましたので質問を申し上げたいと存じます。

それに先立ちまして、こうした幼稚園の助成をするに当たつて、大変長い歴史的な過程があり、その中で中心的な役割をお果たしたいただいたということを聞いておりますので、そういう点からも御質問を申し上げたいと思つております。

そこで、私は年表を見ますと、いつごろから助成措置が問題になつたかということを見た場合に、四十六年の六月十一日に中教審の答申が出されておりました、その一部にありますように、父母負担や教育水準を公立幼稚園と同程度にすることとし、それに必要な公費助成を行うとともに、個人立幼稚園についてはその法人化を促進すべきである等と提案をいたしています。こうしたことを受けて文部省は、八月二十八日に幼稚園教育振興十カ年計画なるものを提起をいたしておるようであります。したがつて、その後になりますけれども、四十七年の五月二十六日に学校教育法等の一部を改正する法律案、西岡武夫君外四名提出ということになつておりました、こゝで最初にこの助成措置がとられようとしたようであります。そこでまず第一にお聞かせいただきたいと思ひ

ますのは、ここに中教審の答申が、先ほど申し上げましたように、父母負担や教育水準を公立幼稚園と同程度にすることとし、それに必要な公費助成を行うとともに、個人立幼稚園についてはその法人化を促進すべきである等という文言があるわけでありませうけれども、こうしたことを受けてこのような法律案を提案されたのではないかと、こう私は考えますけれども、その点のいきさつ等につきましてはお聞かせいただければと思います。

○西岡議員 お答えをいたします。

ただいま御指摘のとおり、幼稚園に対する教育振興の施策の経緯につきましては、四十六年六月の中教審答申に基づきまして文部省が策定をいたしました幼稚園教育振興十年計画というものが、同年、昭和四十六年八月二十八日に制定をされたわけでございます。ところが、当時の幼稚園の実情は、全体の幼稚園のうちの六二・七％を私立の幼稚園において占められているという実情でございまして、その私立の幼稚園の中でも学校法人立の幼稚園は三一・二％でございました。したがって、そのほかは個人立、宗教法人立の幼稚園であつたわけでございます。幼稚園の教育振興十年計画を進めていく上で、個人立、宗教法人立の幼稚園の存在というものを十分考えないで幼稚園教育の振興を図るということは現実の問題としては非常にむずかしいという実情にあつたわけでございます。

ところが、当時、私立学校に対する公の助成というものは、すでに皆様方御承知のとおり、私立学校法の五十九条を根拠として行われておりましたために、助成の対象は学校法人立のものに限られていたわけでございます。そういう実情を踏まえて、幼稚園の振興を図るために特に法律を定めまして、学校法人立になることを前提として特別の措置を行つて、学校法人立以外の幼稚園に對しても助成が行われる措置をとるべきである、幼稚園振興のためにはこの際そういう特別の配慮をすべきであるということでこの法律が立案され、いろいろ経緯があつたわけでございます。

ども、最終的には昭和五十年の第七十五国会において成立を見て今日を迎えたという経緯でございます。

○中西(總)委員 その前にもう一つお聞かせいただきたいと思ひますのは、四十七年四月に就園奨励補助制度なるものが制定をされておるわけでありませうけれども、これはどういういきさつで制定されたのか。

○西岡議員 お答えいたします。

すでに昭和四十五年当時に、大学紛争等の経緯を踏まえまして、昭和四十五年度予算において私立の大学についての経常費助成を百三十二億予算措置として計上して、その時点から私立大学に対する経常費助成というものがスタートをしたわけでございますが、これは法的な根拠を持たない予算措置として行われたわけでございます。自民党といたしましては、当時、大学から幼稚園までの私立に対する総合的な助成の施策として私立振興助成法というものを制定すべきであるという作業を進めていたわけでございます。ところが、この法案を成立させるまでになかなか時間がかりまして、その間、私立振興助成法が制定されるまでの経過的な私立助成についての補強策として、ただいま御指摘の幼稚園就園奨励補助制度を予算措置をもつて行うということとを政策として決定をいたしました。ただいま御指摘の昭和四十七年四月からこの予算措置がスタートをし、これは今日でも予算措置が引き続き行われている。そういう経緯でこの就園奨励補助は実現をしたものでございます。

○中西(總)委員 そういたしますと、いまの経緯からいたしますと、中教審を受けて、同じ年に幼稚園の教育振興十年計画、その中では、いま指摘がありましたように、個人立、宗教法人立などを含みまして相当数の非法人幼稚園があるということでもって、法人立ということを前提としながら助成をする、こうした考え方に立たれた、その間におきましては四十七年四月のこうした経過的なものとしての予算措置、そしていま継続しておる

就園奨励補助制度なるものがそこにでき上がったという経過があるわけですね。

そうなつてまいりますと、私はもう一つお聞かせいただきたいと思ひますのは、先ほど触れられましたけれども、五十年六月二十六日に、七十五回国会におきまして、私立学校法等の一部を改正する法律案、文教委員長の久保田次君提出の法案が可決をされておるわけでありませうけれども、いま西岡さんの方から御説明ありましたように、具体的には四十七年五月にこうしたことは提起されましたけれども、これが日の目を見ずに、その間何回か、四十八年にも、そして五十年三月十一日にもというぐあいに論議されてまいつています。ところが、最終的には文教委員長が提出をして、これが可決成立をするという状況になつてお

りまして、その結果、前日に提出されておりました私立学校振興助成法案、藤波孝生君外四名提出の衆議院第三六号、これも同時に成立をするという経過があります。そうしますと、その間にこうした同じような法案が何回か日の目を見ずに、最後はそうした委員長提案でまとまつたというような経過があるようでありませうけれども、その内容はどうかというところが焦点になり、そして御議論されたいと思ふのです。特に衆議院の成立をした過程を見ますと、衆議院では討論なしで可決をしておるようです。参議院の方では討論があつておりませうけれども、それはまた後であれしますが、こうした経過の中で一番焦点になつたのはどこら辺であつたのだろうかというところをお聞かせください。

○西岡議員 お答えいたします。ただいまの御指摘の問題には、実は二点理由がございました。その一つは、この法案は当初、各種学校の制度の中に専修学校の制度を創設するという、全く別の内容の法案を同じ法案の中に含ませて提案されていたわけでございます。この各種学校の問題は、本日御質疑いただきました内容とは直接関係ございせんので、省略をいたしますけれども、これをめぐりまして、与野党の間の考え

方が異なつていたということが、この法案がかなりの紆余曲折を経てきたという原因の一つになつていた、これが一点でございます。

もう一点は、それまで学校法人立について、公の助成を行うという公費の助成のあり方というものを特別にこの際、個人立の幼稚園、宗教法人立の幼稚園について特例を設けるという規定を設けるわけございまして、これをめぐりまして、当初は各党の間でそれぞれ意見が分かれていた。これが原因で、かなりの経緯を経てようやく、先ほど御指摘のございました七十五国会において与野党の間の意見の一致を見て成立するに至つた。この二つの理由が原因で、かなりの時間を経て個人立、宗教法人立についての特別措置が実現をした、こういう経緯をたどつたわけでございます。

○中西(總)委員 いまお聞かせいただいたところでは、各種学校問題と、それから学校法人立の幼稚園に対する助成のあり方、特例を認めるかどうかということ、この二つが大きな理由になつたというこの御指摘でございますけれども、衆議院の場合には論議された経過がございせんので記録がありませんから、私、指摘をすることはできませんが、参議院の方におきまして出てきておる部分を申し上げますと、その前に衆議院の方で残つておるところを見ますと、久保田委員長の問題点は、「助成対象となる学校法人のうちには、当分の間、学校法人立以外の私立幼稚園等の設置者を含むものとし、さらに、補助金を受ける私立幼稚園等の設置者は、補助金を受けた翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該学校が学校法人になるように措置しなければならぬこと」としてあります。私は、これが一つ問題になつたのではないかと気がするわけでありませう。さらに、その後、「日本私立学振興財団の貸し付け等の対象に、当分の間、これも当分の間になつていますが、「学校法人及び民法第三十四条の法人以外の私立幼稚園等の設置者を加えることとしてお

ります。」「こうなっています。

そこで、これを受けて永井文部大臣が「専修学校につきましては、」云々とごいますけれども、きょうは専修学校は質問をしないようにしておりますので、私立幼稚園だけについて触れてまいります。」「学校法人化の促進につきましては、法律の趣旨に沿ひ、また設置者の誠意に期待し、適切な措置を講じてその促進を図る所存であります。

また、国公私立幼稚園の適正配置につきましても十分配慮し、その実現について指導してまいり所存でございます。」「こういうように述べ、参議院におきましては、提案者であります藤波さんが、わが党の宮之原委員の質問に対してずつと答えておるわけです。

それを見ていきますと、指摘をしたところで一番問題になっておるのが、こういうようになっていきます。」「当然五年以内には私もいたしましては、これが学校法人に踏み切つてもらう、このめどがやはり明確でないというのが従来のやはり問題点であつたわけです。」「この指摘をいたしまして、「されるものとする」というの自体は、すでに本委員会でもいろいろ問題にしましたような大学臨時措置法の例が示すように、その意思がなければいつまでもそのまま野放しにされていくという経緯がある。したがって、私はこの点が衆議院段階において各党間の合意を見て設置されるよう「措置しなければならぬ」という点が明確になった点を私も高く評価して」云々というところになっていきます。

したがって、五年間にわたる懸案の課題というのは、この措置されるものとするという、ここが私学助成法附則二条の五項にあります「措置しなければならぬ」という、意思がなければ、野放しにされないというよりは限定されるもの、制限をされるもの、そういうものが明らかになつてこのような委員長の提案によつて残されていつたのではないかということを、いままで残されておるこういう文章からそう感じるわけですが、この点はどうでしょう。

○西岡議員 お答えいたします。

実は、ただいま御指摘の点は、一番初めに自民党が提案をいたしました昭和四十七年の第六十八国会における原案は、最終的にまとりまして成立をいたしました原案と同じ、措置しなければならぬというふうになつていたわけでございます。

その後、学校法人化のための基準等に、法人化をやりたいけれども長い歴史を持つた個人立の幼稚園が、たとえば東京都の場合などには顕著な例があるわけですが、法人化のために敷地を上げたいというふうな考えでも、実際問題としてはなかなか広げることができないというふうな、個人立の幼稚園の持つてゐる実態というものを考えたときに、若干そこはやわらかい表現がいいのではないかと、若干そのような考え方もございまして、措置するものとするという表現に一度内容を変更して提案をしたという経緯があつたわけでございます。」「最終的には、当初提案をいたしました案にまた戻して、委員長提案の形で法案が成立をしたという経緯をたどつたわけでございます。その間、そういう実情も踏まえまして、文部省におきましては、幼稚園の法人化のための基準についてかなりの条件というものを緩和するという措置を昭和五十一年十二月二十四日に取りまして、法人化を促進するという行政的な措置も行つてまいつていく、こういう経緯でございます。

○中西(總)委員 そこで、私はここが大変重要なかぎになると思いますが、確認をしておきたいと思ひますけれども、何と申しましたも衆議院で討論を上げて上げた、成立をさせたというところは、議員立法ですから、内閣提案じゃございせんから、そうした重要な部分が皆さんの中で合意されたということが前提でなければ、このことは不可能だと思ひます。ですから、懸案の課題が何であつたかと思ひます。一番ここで重要な課題ではないかと思ひます。私がいまお聞きしておるところでは、御説明もありましたように、措置しなければならぬということが四十七年の当

時に出されたけれども、いろいろな経過を経て問題があるとし、それではできないということ、最終的にはこの措置しなければならぬという、これが一つの皆さんの確認事項として、これが全党での成立に至るといふ、一番の問題がそこにあつたのではないかと、この点ですね。この点はどのように私は理解をしてよろしいですか。

○西岡議員 お答えいたします。

そのとおりでございます。」「この確認事項については、法律の中の附則の二条五項にそのことがそのまま記述されておるわけでありまして、この点はいまもなお変わらないし、それぞれ政党内における認識も変わつておらないと私はここでは確認をしたいと思ふのです。

そうした際に、提案された自民党の皆さんの場合も、いまもなおこれはその当時のそうした確認と変わつておらないということとを——と申しますのが、藤波さんがそのときに参議院で答へられた議事録があるのです。それにはいま西岡さんが言われたようなことをいろいろ指摘をいたしまして、たとえば「何といひました、一つは宗教法人立幼稚園、個人立幼稚園が学校法人化をいたします際に、いろいろ個々の特有の困難性があつて、それらをうまく解決をして学校法人にもつとしやうというような条件をつくつてもらひたいということが一つと、学校法人として踏み切つていく場合に、国公私立の幼稚園間の適正配置ということ非常に心配をして、学校法人として出発をしていくけれども、すぐその横に公立幼稚園が次の年にできた学校法人の幼稚園はつぶれていつてしまふ、」というようなことから始まつて、ずっとありますけれども、結局最後にやはり問題になりましては、「五年以内に学校法人に容易に宗教法人立や個人立等の幼稚園をすることができるよう行政の措置をあらゆる角度から講じていく」、これは私は重要だと思ふのです。「あらゆる角度から講じていく、また、国公私立幼稚園の適正配置についても、十分強い姿勢で各県、市町村等を通

じて指導していくというようなことを確約をしておりますので、ぜひ五年以内に、「ぜひ」です。」「五年以内に関係者が全部学校法人化が完了するものと、こういうふうに私も強く信じ、期待をいたしておるようなことでございまして、」こういうように述べられてまして、質問者である宮之原委員の方からその後に、学校法人に必要な資金の問題だとかいろいろ問題がまだ出ておりますけれども、いずれにしましても、藤波さんが代表でお出でなされて、議事録で正式にいま残つておるのはこれだものだから、こうしたところを私は申し上げたわけですが、私の質問に對しまして西岡さんがお答えいただきましたように、いまもこれは依然として変わらないのだという、これはひとつ御確認をいただいた、こういうように私も理解をしまして次に入りたいと思ひます。

(委員長退席、中村(喜)委員長代理着席)

そこで、懸案課題の法人化することについて基本的にいまいろいろ議論をしてきたわけでありまして、私は一つ文部省にお伺ひをしたいと思ひますけれども、教育基本法はもうすでに六条に出ておりますように、はっきりいたしております。「法律に定める法人のみが、これを設置することができ」ということから始まつて、学校教育法、私立学校法、その上に立つてこの百二条がいまなお問題になるわけでありまして、これが昭和二十六年でしたか、二十四年でしたか、ちよつといま私正確な年度を忘れたしてありますけれども、この百二条問題について学校教育法を受け、そして私立学校法、その学校教育法の中の百二条問題が「当分の間、」という言葉で出てきて、学校法人によつて設置されることを要しないということになつていまして、法人化ということが中心の課題になつていままです。議論をされておるけれども、これが依然として生きておるところに「当分の間、」というところが非常に問題になるのですけれども、ここの理解を私は文部省にお聞きをしたいと思ふのです。なぜこれが設けられていつたのか、この点をひとつお答えください。

○三角政府委員 御指摘の学校教育法第百二条によりまして私立幼稚園等が「当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」とされておるのでございますが、これは私立幼稚園等が沿革的に申しまして、個人あるいは宗教法人等によって設置されてきたものが非常に多かったわけでございます。そして現実にもこれらの学校は比較的小規模のものでございまして、必ずしも学校法人という形で設置者たる条件を満たし得ない場合も非常に多かった、そういったことがこういう規定が設けられた趣旨であつたかと考えられるのでございます。

現在におきましても、私立幼稚園は全体で八千八百余りのうち約四割強に当たる三千七百余りの園が諸般の事情によりいまだ学校法人という形にはなつておらない、こういう状況があるわけでございます。それらの学校が果たしている役割りにもかんがみまして、学校教育法第百二条はなお現行のままとすることが必要ではなからうか、こういうふうにおもつておるのでございます。

○中西(續)委員 それでは、いまお答えいただいたのを最も端的に私なりにまとめますが、これをお認めになるかどうか、お聞きください。比較的小規模、あるいはまとまった組織が不必要、そして発展途上にあるので、この段階においては質的充実よりはむしろ量的拡大が期待される、こうしたことあたりも中心になりましてこの百二条が設けられたと理解をしようというのですか。

○三角政府委員 この制定の当初としては、先ほど申し上げましたように、宗教法人あるいは個人立等の幼稚園の当時の量的状況あるいはそれらの働き、そういうものの認識の上に立ちまして、現実問題としてこういうふうな規定にした、こういうことではございますが、その後におきましていろいろな経緯がございまして、学校法人立という原則に立つて新しい幼稚園の設置認可は進めるべきである、そういう考え方が出た時期がずつと来るわけではございますけれども、その場合も、ただいま御指摘のように、量的な確保のために必

要やむを得ない場合には個人立といった形での幼稚園も認めなければならぬ場合があるということを含みにした指導をした時期もございまして、

○中西(續)委員 いずれにしても、宗教法人なりあるいは個人立、そうしたものがたくさんあつたということが一つと、それからいま言うような量的なものも含めまして拡大をしていくという状況であつたわけですね。ところが、現在段階で先ほどの答弁ではまだこの百二条が必要だということをお前々から言いつけておるわけでありまして、けれども、文部省にお聞きしますが、今村武俊さんという方あるいは別府哲氏ですか、名前は私は存じ上げませんけれども、この御両名の方は文部省におられた方じゃないでしょうか。

○三角政府委員 今村武俊氏は文部省におられた方でございます。別府哲氏はいま文部省におられます。

○中西(續)委員 じゃ、御両名とも文部省における重要な役職にかつておられた方であるし、いままも重要な役職におられる方だ、こう理解をします。

この方たちが書かれておる「学校教育法解説」の中に、百二条問題ですが、「私立学校法施行(昭二五・三・一五)に伴う経過措置であり、現在ではもはや効力のない規定である。」「こう書いてあるのです。『学校教育法解説』の中にそういう文章があるのですね、この方たちが書かれた中に。さらにまた、ほかのいろいろな学者の皆さんが書かれておる中にもそうした類似するものが幾つか見当たるわけですね。こうなつてまいりますと、文部省自体がそのことを私は認めておるのじゃないかと思つて、このようにして私はここに出してみたのですけれども、依然として二年前もそうであつたし、今度も変わつてないのですね。これはどういふことなんでしょうか。(湯山委員)今村管理局長だつたのですか。(とつぶや)

○柳川(覺)政府委員 いま三角初中局長がお答え申し上げましたが、この規定が設けられた当時の立案に当たりました安嶋彌當時の管理局の振興

課、ちよつとその現職を忘れましたが、安嶋さんの解説によりますと、「私立の盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園が、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない」とされておつて、このことは、「これらの学校が多くの場合比較的小規模であつて、必ずしも学校法人のようにまとまった組織を必要としないということ、また、これらの学校は発展の途上にあるものであつて、現段階では、その質的な充実よりは、むしろその量的な普及が期待されるという理由に基づくものである。」というように申しております。私立学校法の制定によりまして、かつて私立学校は財団法人によって設立されるというそういう制度を新しく学校法人という制度が私立学校法によって制定されました。このことは先生御指摘のとおり、教育基本法第六条で法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体のほか法律に定める法人によって設立されるという基本法の規定を受けておるわけではございますが、新たに学校法人という新たな法人格を制定したというときの時点でございまして。

その時点で、この解説を読みますと、必ずしも小規模なものを学校法人という組織でもつて常に設置していくべきか、その辺のところは若干議論があつたような感じもこれからはうかがわれるわけではございまして、一部財団法人のままで続けてもいいのじゃないかという説もあつたようではございます。それらの背景もありまして、このような規定が設けられたということではございますが、現在におきましては、先生先ほど御指摘されましたとおり、中教審の四十六年の答申におかれまして、幼児教育の充実という観点でできるだけ速やかに幼稚園につきましては学校法人化を促進するということが言われております。

また、先ほど御指摘のこの振興助成法制定の国会での御議論の中で、あらゆる方法をもつて学校法人化を図るべきであるというこの御指摘があるわけではございまして、現在におきましては、学校は教育基本法の定めるところの学校法人、国、

地方公共団体のほか学校法人によって設立されるという、これが基本に立つことには変わりないと思つております。

○中西(續)委員 私が質問したことに對してお答えいただかなければ困りますよ。

〔中村書委員長代理退席、委員長着席〕
私がいまお聞きしましたのは、今村武俊さん、別府哲さんですか、この方がかつて、いま湯山さんの発言によりますと、管理局長をやられた方ですね。そうすると、これを担当する方です。それから別府さんはいま何されておるのですか。

○柳川(覺)政府委員 社会教育の振興を担当する社会教育局長でございます。

○中西(續)委員 ですから、先ほどから確認をしておりますように、お二人ともそうした重要な職にあり、その方たちが記述されておる「学校教育法解説」というのが第一法規から出版されておるわけですね。この中にちゃんと記述されてあるのですよ、百二条問題について。だからちよつと読みますと、「私立の盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園が、当分の間、学校法人によって設置されることを要しないのは、これらの学校が多くの場合比較的小規模であつて、必ずしも学校法人のようにまとまった組織を必要としないということ、また、これらの学校は発展の途上にあるものであつて、現段階では、その質的な充実よりは、むしろその量的な普及が期待されるという理由に基づくものである。」「私は先ほど言いましたし、局長がいま答えましたように、これは安嶋さんの「学校行政法」四十七ページに記述されている。」「と思はれる。第百二条第二項は、私立学校法施行に伴う経過措置であり、現在ではもはや効力のない規定である。」「こういうことまでちゃんと記述されてあるわけですね。お二人がこの「学校教育法解説」で全国の皆さんにそれを指導する意味も含めまして出された文章の中に、こうしたことが出ておるわけですね。何だつたら、ページ数を言いますと、百三十二ページです。これとの関係はどうなるのですかと云つておるわけですね。

すから、先ほど局長が言われていることと、このことはずいぶん違いがあると私は思うのです。だから、そこにしぼって答弁をしてくださいよ。ほかのことは要りません。

○柳川(憲)政府委員 いま先生お読みいただいたところによりますと、手元にございませぬから恐縮でございますが、百二条の第一項は「当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。」第二項は「私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることが出来る。」ということでございますし、二項は一年の時限立法でございまして、その意味ではすでに空文化しているというように聞き取れたわけでございまして。

○中西(憲)委員 ですから、百二条に、私立学校の場合の、幼稚園を含めまして「当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。」となつておりまして、そして二項も含めまして「私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることが出来る。」、こういううぐあいに私立学校の場合にはあるのですけれども、これも、もうすでに規定から外される、効力は有しないということ、いま規定してあるわけですね、現在あるものとして、あるけれども、これはもう不要になつておるといふことを言つておるわけなんです。ですからそれと同様に、私は先ほどから申し上げておりますように、こうした百二条一項とかかからいたしますと、もうすでに現在の実態というものは内容的に大体整つてきたのではないかと。なぜなら、特にいま御存じのように一年間における園の廃園なりあるいは園児の減少に伴つてどのようになつていってあるかということ、それでは具体的に、私は、量的なものの追求ではなくて、質的なものに変わつてきておるといふことになれば、いま言うこの百二条というものの、「当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。」という、こうしたものの特例を設ける必要はないのじゃないか。なぜなら、先ほど局長が答弁いただきましたように、

安嶋さんのあれにありますように、そうした内容があるからこそ百二条というのは設けられたわけですから、それなのに依然としてこれがあるというところ自体がおかしなところではないか。かと思はれるので、この点どうでしょうか。

○三角政府委員 先ほど申し上げましたが、現在なお、私立幼稚園の四二%に当たるのでございまして、三千七百五十三園というものが諸般の事情により学校法人でない形で設置、運営をされておるわけでございまして。そうしてそれが非常に重要な役割を果たしておりますので、百二条をお現行のままにしておきまさんと、幼児教育の振興の上から困る、こういう判断をしておるわけでございまして。

○中西(憲)委員 いま、だんだん整理されていっておるといふことをいろんな方から聞かせていただきますけれども、お尋ねしますが、それでは、いま園数は幾らあつて、そしてその中の園が一年間にどれだけ廃園になつたり縮小していつているか、この点についてお答えください。なければ、質問を保留します。

○三角政府委員 幼稚園の全体の数でございしますけれども、これは五十六年現在におきまして一万五千五百九ありまして、私立は八千八百六十二、五十五年の私立が八千七百八十一、五十四年の私立が八千六百二十九ということでございますから、全体としては、少しずつでございますがふえておる状況でございまして。

この間の統廃合等の数でございしますが、五十四年におきまして私立が二十八園、五十五年におきまして二十八園、そういう状況でございまして。○中西(憲)委員 それでは、先ほど西岡さんの方からお答えいただいた中とかかわりが出てくるわけでありましてけれども、緩和措置をとられたということを言つています。五十一年の十二月の二十四日に通知を出しまして、認可基準の緩和措置がとられたということと説明があつておりますけれども、いま、依然として四二%の非法人の幼稚園がある。ところが、先ほどから西岡さんも、さ

らに局長の方も言つておりますように、法人化を目指すという、これが基調になつておる。しかもそれは、先ほどから出ておりますように十一年計画からいたしまして、すべてのものがそうした方向に向けてなされていきます。あれは十一年から、四十七年に出されたのじゃないかと思うので、すけれども、そうすると去年が最終年になつておるわけなんです。そうすると、大体そうした全体的なものが出てきておる。局長が言われましたようにあらゆる方法で法人化を促進していくという中であるにもかかわらず、こうしたものが依然として残つておる。そうすると、先ほど私が指摘をし、お答えいただいたことの中身と同じように、認可基準緩和ということをやまず最初手をつけておられますけれども、この中身は大体どういふ中身なのか。どちらでも結構なんですけれども、具体的にこのうう点が法人化が困難だから促進するためにやつたのだというところを、数的なものがあれば数的なものを挙げていただけて説明してください。

○柳川(憲)政府委員 先生御指摘のとおり、あらゆる方法を講じて本則の学校法人化を図るというところは、振興助成法の制定を見ましてから特に行政の責任として取り組んできたところでございまして。およそ公の性質を持ちます学校教育の永続性また安全性を担保する、そのことによりまして公共性を確保していくという観点から、一つには学校の認可に当たりましては設置基準の定めるところによるということがございまして。もう一つ、学校法人としての規模また設置者としての管理、経費の負担の責任を果たすという観点からは、学校法人の認可基準というものがかわつて、これによりまして認可がなされております。その学校の認可と学校法人の認可両面にわたりましたの基準につきまして、それなりの学校法人になりやすい緩和措置ということを、先ほどお示しございましたとおり、五十一年十二月の通知でもつて行つたわけでございまして。具体的に申しまして、一つには、学校法人として

の認可基準に当たりましては、原則として校地、校舎を学校法人は自己所有するということのたてまえでございまして、実際に個人立、宗教法人立等につきましては借用の形態がかなりございまして、その借用部分につきましては二分の一までは許容の範囲とするというようなことの具体的緩和措置をいたしております。また、国、地方公共団体からの借用というような、所有権の移転につきまして懸念がない、借用状態が永続性を持つておるといふようなもの、これは、宗教法人等につきましてもこの辺の観点に立ちまして、宗教法人等の目的に照らして所有権を移転することが困難であるという場合には、借用状態であつても学校法人としての要件を具備しておるといふように認めていくことをいたしました。

また、学校法人設立の際の負債等につきましても、これがそれぞれ園地、園舎に抵当権が設定されていてもその負債の償還方法等に見込みがあるというような場合にはこれを許容していくというようなことが学校法人の認可に当たつての緩和措置でございまして。

また、設置基準の適用につきましては思い切つた措置をいたしております。すでに現存する幼稚園につきましましては園舎及び運動場の面積は従前の例によることができるということに割り切りまして、この面、将来の努力によりまして設置基準を充足していくことに期待するというような措置を講じたということでございます。そのこと等もありまして、また具体的に助成措置ということもございまして、ちなみに、五十年から五十五年にかへまして学校法人化したところから七百二十九園でございまして。個人立から学校法人になりましては四百六十四園、それから宗教法人立あるいはその他の法人立で学校法人化したしましては二百六十五園ということでございます。……(印刷して配れ)と呼ぶ者あり)はい。五十年の学校法人立の割合は三九・九%でございしましたが、これが五十六年には五七・六%、学校法人化はそれなりの進展はしてきておるといふ状

態でございます。

○中西委員 いま言われました認可基準の緩和措置というのは、借用地がたとえ購入する意思があつてもできない場合には、これはそのまま認める、あるいは個人、宗教法人なんかの場合、借地の場合はいままではすべて自己所有でなくちゃならなかったのが二分の一までよろしい、こういうことになってまいりますと、先に申しました借用地の場合で、買う意思があつてもそれを転売してくれないということであれば困難地として指摘できるわけですから、問題はうんとしぼられた中で解決するわけですね。と同時にもう一つ大事なことは、現存する園の場合には、園舎にしまして運動場の広さにしまして、いま言われましたように従前のものより、こうなつていきますと、設置基準からいきまして認可基準の緩和措置からいまして大変法人化しやすい条件は、やる意思があれば大体でき上がつてきたのではないかと思います。これは西岡さんにお聞きしますが、いままでのこうしたあれからいまして、五十年です、論議をされてそのすぐ直後にこうした措置がなされて、これが直ちに影響するであろうということをだれしもが認めになったのではないかと申すのですけれども、その点はどうなんですか。

○西岡議員 お答えいたします。御指摘のように設置基準の緩和措置を行うことによって相当の個人立の幼稚園、宗教法人立の幼稚園が学校法人化を目指してくるであろうという予測をいたしたことは事実でございますが、残念ながら現実の問題としては、先ほどもちよつと触れましたけれども、大都市等の幼稚園においては、設置基準そのものにはるかに及ばない非常に小さな敷地内で幼稚園の経営を行っているというような実態も現に存在しているわけでございます。私どもが当初予想したよりは学校法人化が進んでいないというのが現在の状態であるということとは認めざるを得ないわけでございます。先ほど初中局長からも答弁がございましたように、

いまなお学校法人立以外の幼稚園が四二・四％、園数にいたしまして三千七百五十三園がそのまゝ残つていてという状態でございます。その中に残つてはそれぞれの事情があるかと思ひますが、なお学校法人化への努力がなされれば学校法人化が行われるであろうという期待を込めて今回の法律の延長をお願いいたしている、こういうこととでございます。

○中西委員 いま西岡さんから答弁をいただきましたけれども、確かに大都市における園の状況が設置基準になかなか沿わないというこのことは私は認めますが、先ほど局長の答弁にありましたように、現存する園舎そのものを従前のもので設置基準として認めていく、こうしたことを答弁されておられるわけですから、そうした内容が果たして抽象的に言われるようなものなのか、どれだけのものが不足しているというように具体的な細かく文部省なりで把握されておるかどうかが、この点きようお答えできないければ質問を保留していききたいと思ひますけれども、どうか。いま詳細にわたつて設置基準に満たない、しかし、その中で園舎だとかなんとかが従前のものでよろしいと認められておるといたしますならば、その関係の中で果たして何が一番問題になつておるか、これだけのものが足りないというようになことを細かく把握されておるかどうかが、これは質問するということになつておりませんから、いままでできなかった質問を保留しておきますけれども、この点どうでしょう。わかりますか。

○柳川寛政府委員 学校法人の認可は都道府県知事において行われております。先ほど申し上げました通知等による扱いにおきまして、学校法人のそれぞれの促進方をお願いしておるところでございます。いま個々の幼稚園につきましても現在の基準、また従前の例による基準に比してどの程度の過不足があるか、個々のものにつきましても調査は、私どもとしていたしております。ただ……

○中西委員 わかりました。

時間がありませんから急ぎますけれども、もう一つお聞きしたいと思ひます。

公私立幼稚園の関係で問題になっている適正配置がされるかどうかということは大変大きな問題でありまして、これについては連絡協議会などを設けておられるということが言われております。この点で私が調べてみましたら、依然として全然設けてないところあたりがあるわけですが、これは古いから当たつてないかもしれないが、私の手元にあるものでは、岩手はなし、秋田がなし、栃木がなしというぐあいに、ずつと挙げていきますと埼玉、東京、山梨、長野、新潟、静岡、石川、滋賀、京都、奈良、山口を除いて中国は全部、徳島、香川、福岡、沖縄、こういうぐあいに私の資料ではなつています。ということになりまして、そうした問題になつております学校法人化することに対して抵抗があるのは、先ほどの藤波さんの答弁の中にありますように適正配置でなしに、隣にすぐ公立の幼稚園等ができる、それではたまらぬじゃないかということのようでありまして、これも、これはあれですか、適正配置と調整機が、この点、西岡さんはお調べになつておりますか。そうした条件整備がずいぶんサボられておられる感じがするのですけれども、なければ文部省に聞きます。

○三角政府委員 私どもの方の調査も少し前のでございますが、各都道府県におきます幼児教育に関する連絡協議会といったものの設置の状況でございますが、五十三年四月の時点の状況がいま手元にございますので、それで申し上げますと、十六の県がまだつくつておらず、特につくる予定もまだ立っていないというのがその時点での状況でございます。それから、二つの県はまだ設置してないけれども、その年度中に設置するという形でございまして、県名で申し上げますと、秋田、栃木……

○中西委員 いやもう県名はいいのです。いま言われましたように、まだ十六の県でつくつていない、さらに二つの県で計画中だと言うのですから、まだ十八つつくつてないということになります。後でまた資料をいただきたいと思ひますけれども、四十七都道府県の中で十八に上るところでまだつくられてないことは、こうしたものに対する法人化が進んでいない、なぜ進まないのかというこの一つの理由にもなつてくるわけですね。適正配置ということが皆さんから大変注目されておられるにもかかわらず、その調整関係あるいはそうしたことを考えておられない県が相当多数ある、四十七分の十八ですから。いまこうした状況になつておることが明らかにあります。

そこで、もう一度私は西岡さんにお聞きしますけれども、このような状況でこれを再提案される際に、認可基準からいまして適正配置からいましていろいろな多くの問題がずつと残つております。なぜこのようにして残つたかの分析なり何なりはいたしましたか。たとえば三年を提起する場合には、少なくともいままでの問題点を全部つまびらかにして、これならある程度見通しが立つとかいろいろあると思ひますので、この点についての分析をなされたかどうかですね。

○西岡議員 お答えをいたします。今回、法の延長三年を御提案申し上げ、各党の御賛同をいただきたいと願ひましたまでの自民党としての検討の経緯の中で幾つかの問題があつたわけでございますが、一つは、すでに中西委員御承知のとおり、現在この時点におけるわが国の出生率というものが非常に激減してきている、そういう背景がございまして、ちなみに数字で若干申し上げてみますと、昭和五十四年から五十五年にかけては就学前児童数が一年間に四十万人減つています。昭和五十五年から五十六年にかけては四十六万、五十六年から五十七年にかけては四十二万、それからずっと、大体三十八万、三十六万というふうになかなか就学前児童の数が減つていくという背景の中で、個人立の幼稚園の経営というものは非常に悪化してきている。この背

景の中で幼稚園の振興策をどういうふうに進めていくかということが、実は今回御提案を申し上げました最大の理由だったわけでございます。

この三年間の延長をお願い申し上げておりますのは、この三年間にこうしたわが国の人口動態の変化というものを踏まえて、幼児教育のこれからあり方というものを再検討すべきではないだろうか。そのために現に今日までわが国の幼稚園教育に貢献してきていただいている個人立、宗教法人立の幼稚園の経営というものをこの際さらに三年間法を延長することによっていささかも助けて、その間、一方においては学校法人化を進めていただくと同時に、私どももいたしましては幼稚園、幼児教育のあり方、幼児教育についての行政全体の問題についての根本的な施策というものを確立したい、その間のいわば猶予期間として三年間さらに時間を必要とするのではないかと、そういう趣旨で御提案を申し上げているわけでございます。

○中西(續)委員 私、その前に大事なことが残っておりますのではないかとということで一番最初西岡さんにもお聞きしましたように、この法律ができて上がつてくる過程、その中で一番の問題点は何であつたかということをお聞きをしてみたい、そして局長の方もこれを促進することが大変重要だということを言っていておる。ところが依然としてその数からいまして、すでに明らかになっておりますように何回か言われておりましたけれども、五十一年が志向する園が千九百五十五から始まりまして、五十五年までのあれからしきと千四百七十三園あり、それまでの間にそれではどれだけ実現できたかということになると、五十六年が私にはまだわかりませんから五十五年までの間に七百三十九園しか実現できていない。これを延ばす、延ばさないという論議をする前に大事なことは、そうしたものがなぜ依然として残されておるのか、また、それを志向するのはいま五十五年まで千四百七十三ですよ。しかも非学法的幼稚園の場合が三千九百六十三あるわけですよ。約

二千五百の志向しない園まであるわけですから、それがあつたことをどう私たちが分析をするかということが大変重要ではないか、こういうことを私はお聞きしようと思つておるわけですから、なぜ二千五百に上る志向しない園があるのか、こうした数とそれから志向する園がこうして残つていつているということがどうしても私たちに理解できないところがあるものですか、そうした点についての何か資料的なものがあつて皆さんが整理されて分析されたかどうか、この点どうでしょう。

○西岡議員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、私どもは、今回の法の三年間延長ということをお願いするに至りましたまでの検討の経緯の中で、率直に申し上げまして過去五年間に本来ならば幼児教育のあり方、幼児教育についての行政のあり方、こうしたことについて確固たる施策を打ち出しておかなければならなかつた、その点が五年間になされなかつたということについては、私ども政府与党としては十分反省しなければいけない、このように基本的に考えているわけでございます。

なお、ただいまの御質問につきましては、先ほど触れました、これからの人口動態のあり方とか、幼稚園の経営、それと公立幼稚園が調整がなかなかうまくいかないで、父兄負担の問題等もございまして、公立の幼稚園というものを国民の多くはそれぞれの地域に設置されることを望む、こうした傾向、また一方におきましては、御承知のとおり保育所との競合、こうした背景がありまして、個人立の幼稚園、宗教法人立の幼稚園の経営者の皆様方が幼稚園経営の将来に対して確固たる自信を持つておられない、これについての行政の施策も十分こたえていないという、これは具体的な統計上の数字ということではなくて、基本的な施策自体の欠如というものが、現に学校法人化が予想以上に促進されていらないという背景として存在をしているのではないかと、こうしたことについて三年間の時間をいただいで、政府与党としてお

くればせながら確固たる施策を確立したい、こういう考え方で今回御提案を申し上げているわけでございます。

○中西(續)委員 なぜ法人化というものが促進をされなかつたかということ、いま言われておる中にもある程度は示されておりますけれども、私は、まだまだ多くの問題があるのではないかと思つておる。たとえば、行政的に手抜きがすすんでおる、たまたま、私たちがそう判断をします。なぜなら、たとえば、学校法人化措置状況報告書の取り扱い方について見てみても、これは全部地方に押しつけておる。数が幾らあるとこれは年々そんなにたくさん変わつてくるものではありませぬから、詳細に実情調査をやつていけば、本当に法人化を目指しておるかどうかがうらやましい判断は文部省で取りつづけることが可能であつたのではないかと私は思つておる。この報告書をずっと見てみても、本当に正確に指導して全部が出されておるなら、いまここに西岡さんがそうした問題等について、こうした資産の状況はどうだとか、あるいは希望しておるが先ほどから私が指摘しておりますように園舎の面積がどうか、土地不足の問題はどうかとかということを詳細に把握ができておつたと思つておる。

まず第一に、先ほどから言つておりますようにこれを調査しておらないということ自体、この千四百五十の志向園の場合には助成金を受け取つておるわけですから、そうした義務的なものがむしろあるわけですから、これを万全を期してやつておらないところに依然としてそうしたことが残つておつたと思つておるわけですから、ですから、いま一般的に言われました国公立を望むとか、保育所の競合とか、そうした問題につきましても数的なものとしてある程度出てくる可能性のあるものだと私は思つておる。

さらにまた、経営者の自信喪失等につきましては、これはそうしたことはできないと思つておるけれども、一番最後の政策的なものにつきまして

は、これから後またいろいろ論議し、私たちも提案をしなければならぬ分もありますからなにごとでも、そうしたいろいろな問題があるでしよう。しかし、いづれにしても、いま言つた報告書一つの取り扱いを見ても大変粗雑でなかつたか、形式的ではなかつたか、分析ができていない方式にしかつたか、分析ができていないか。しかし、これを見ると、正確に書かればある程度出るのですよ。しかしそのことは集約をされておらない。

それからもう一つ申し上げますならば、これは日本私立幼稚園連合会が出しておる資料の中にいろいろなことが出ておる。これを見ると、なるほどなと思つておる。たとえば、まず第一に私驚くのは、一番驚いたのは「学校法人立以外の私立幼稚園に対する経費助成について」、これは文部省が都道府県私立学校主幹部課長会議の資料として出したのではないかと私は思つておる。けれども、これを見ますといろいろなことが書かれておる。最初から「五年以内に学法人化しなかつた場合でも都道府県に対し、返還を求めべき性格のものではないと解している」。さらに「学法人化を推進することを目的とするものではないので、法定期間内に学法人化しない場合でも返還を求めべき性格のものではない」という考え方である。さらに「学法人化のため、何らかの努力を行つていけば、学法人化に努力するもの」と判断すべきものと考える。それから「補助金の返還を求めべき性格のものではないと考える」というように、こうしたものの中に文部省側はこれを緩めるようなことを——むしろ学法人化に向けて指導するという立場に立つてなかつたのではないかと私は思ふ。今度は、たとえば要望として都道府県知事に出されているのを見ますと、やはりその中にそれに類似することがずつと出ておる。「経費助成補助金の基本的事項について」として五十二年二月一日に出されておるものを見ますと、日私幼の場合、「学校法人にするため(なるため)のものではないのである。」「こういうように

断定した文書が全部流れておるわけですね。そして、しかも注として「このことについての罰則はない」とか、それから、その次にありますのは、「この補助金が学法化のためのものではないので、毎年々々、その園で行なわれている幼児教育がじゅうぶんに行なわれるために使われておれば、その目的にかなっているものであるから、返還を求めべき性格のものではないという解釈である」とか、だからこういうふうにずっと全部一連のものをみると、文部省が都道府県の私立学校主

管部課長会議の資料として出そうとしたその中身、これらが全部一体的になつておるわけですね。これは五十一年から五十二年に出ています。ですから、私はこのことを考えますと、まさに先ほどから申し上げておるように手抜きになつておるのではないかと思う。報告書の問題、それからこうした問題ですね。まだほかに挙げるといふなら挙げますけれども、こうした問題等を考えてまいりますと、私は提案をする理由がいろいろあるうと思ひますが、そうしたすべてのものの分析をしてかかっておかないと、たとえ何年これを延ばそうと何もそこには効果はないということはおはつきりしておるわけなんです。

きょうはもう時間がなくなりつつありますので、ほかに就園奨励費補助制度あたりについても助成金の問題でもまだたくさん問題があるわけですが、そうしたものはきょうは質問を保留いたします。

最後になりますのでお聞きいたしますけれども、私立学校振興助成法の一部を改正する法律案の提案理由、これをずっと読んでいきましたところ、黒く消しておるところがあるのですよね。これをよく透かして見ましたら、こう書いてある。いいですか。このため、「公費助成のあり方を含め幼稚園に関する諸問題を十分検討し、改めて所要の措置をとることができるよう」学校法人化の期限を昭和六十年三月末まで延長しようとするものであると、こうなつておるわけですね。先ほどから西岡さんが提案をする理由の中にはこれに近

いようなことを言っているわけですね。まずお聞きしたいと思ひますのは、これ、何で消したのですか。

○西岡議員 別に他意はございません。
○中西(續)委員 私、どうしてもこれが納得できないわけでありまして、何でもこれをこういふふうにしたかというところでありまして、論議がこちらに集中したらいけないということ等を含めて勘案したのではないかと、いふような気がします。私は、いずれにしてもきょうは時間ありませんから、この部分についての論議もできません。

ただ、ひとつ私がお聞きをしたいと思ひますのは、全国私立幼稚園連盟、これには幼児教育懇話会という組織であつて、大変な活動をしておるようであります。それから日本私立幼稚園連合会、こういうところあたりのいろいろな資料を見てみますと、法律改正、一部改正をする際、まず第一に言つておることが、「五年以内に当該補助金に係る学校を学校法人によって設置されるよう措置する義務を解除すること」というものが一番最初に出ています。その後にはいろいろ出ておりますが、ただごまかしみたい、私、これごまかしだと思ひますので、出しておるので、「当該補助金に係る学校を廃止する場合には、特別会計において残存することとなる財産のうち、当該交付を受けることとなつた年度以後に取得したものであつて文部省令で定めるものは、国庫に帰属するものとする」と、こういうふうな法になつた場合のいろいろなことがされておりますけれども、これは経費だから残るわけがないのだけれども、こういう文書なんかがつつと出されていきます。それから、これは自民党ではないかと思ひます。それから、「個人立等の幼稚園に対する施策について」の案の中に、いま一番最初に申し上げましたような「学校法人によって設置されることとなるよう努めなければならない」旨の規定に改める」とか、その後いろいろありますけれども、このようにいたしまして出ておるものと、いま申し上げた二つの団体から出されておるようなものが大体似通つておる。

私はこれを讀まされた提議をする理由と、まだ完全には討論してありませんけれども、はしよつて言つておられますけれども、大分違ふような感じがするのです。一定の期間という、そうした中で論議をしていきたいのだとか、それからそうした政策を云々だとかいふようなことと大分違ふような感じがしてならないわけですね。もう時間が参りましたから、これだけお答えください。

○西岡議員 お答えいたします。

確かに、今回三年間の法の延長をお願いするまでの議論の過程の中で、幼稚園のあり方についていろいろな考え方があつたことは事実でございます。しかし、特にここ一年ないし二年ぐらいの間の自民党としての議論は、社会情勢の大きな変化、特に先ほども触れました人口動態の変化、そうしたことを踏まえて、いままでの議論とは全く異なつた幼児教育全体のあり方というものを直すべきではないか、父兄負担のあり方というものも含めて今日までの施策というものを直すべきではないかというところについては、ただいまいろいろ御指摘のございました幼稚園の団体等のすべての議論を、最終的には、先ほどお説明を申し上げましたところと集約して今回御提案を申し上げました。確かに御指摘のとおり、それまでの経緯の中ではいろいろな議論が存在したことは事実でございますけれども、最終的には、もっと高い次元で幼児教育のあり方、行政のあり方というものを考えていこうという点においては一致をいたしたというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○中西(續)委員 最後に大臣に、大変長い時間全然御質問も申し上げませんでしたけれども、一つだけ、先ほど申し上げました手抜きの問題とか、補助金制度の問題とか、いろいろな問題等について、まだまだ質問が十分確認できておりませんが、いままでの議論の過程の中で、いま提

案をされておるその中身、そのこととあわせ考えて、文部省としてはこれに対してどのようにお考えになつておられるのか。

○小川國務大臣 私学振興法の附則二条五項によりまする学校法人化の期限が到来した後の幼稚園の取り扱いにつきましては、本来、この法律が議員立法の形で立法されました経緯もございまして、立法府における御議論を踏まえつつ慎重に対処してまいりたいと思ひます。このたび自民党におきまして、幼稚園関係諸団体の意見をも十分聴取された上で、成案を得て提出された法律案と理解をいたしておりますので、文部省といたしましてはこれに賛成をいたす次第であります。

○中西(續)委員 賛成をするという態度のようでありましたが、私は二年前にこの点に関して質問をいたしました、そのときに、十年計画が五十六年末で終わるということがはつきりしているわけですから、その時期になつて行政側からこうした問題についてどう見直していくかという具体的な案をやはり持つてこなければいかぬのじやないかと、特にこの適正化問題を通じて指摘を申し上げておつたけれども、全くそれがなされておらないということがわかりました。

以上、終わります。

○青木委員長 鍛冶清君。
○鍛冶委員 ただいまから御質問を申し上げますが、提案者の方、それから文部省の方にも一応質問内容をあらあらお伝えしておきましたけれども、ただいままでのいろいろなやりとりの中で大変重複をしておりましたことが一つ、それからただいまの中西委員の質問、それに対する提案者側の西岡さんのお答え、その中で問題のうちでこの提案理由、先ほども中西委員が示しておりましたが、入つていない部分、しかもそれが幼児教育の重要な部分に関するところ、これが答弁の中に出てまいりました。そういったいろいろな点から、答弁の正確を期していただくために質問の内容を若干お話し申し上げておりましたが、それから外

れた形で質疑をやらしていただきざるを得ないようになつた事情も御理解をいただきまして、若干の質疑を交わさしていただきたと思ひます。

三時までやらしていただいて、後はまたミツラン大統領のお話が終わつた後で引き続きやらしていただきたと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

一つは、いま西岡先生から御答弁のありました、幼児教育の根本にかかわる問題を検討する、その経過措置のような形で本私立学校振興助成法の一部を改正する法律案というものを提案を申し上げたのだ、こういうふうなお話でございまして。

さらに、お答えは聞かず引き続いて申し上げるわけですが、そうなりますと、この法案に対する考え方というものが、私どもも観点が根底から変わってくるというふうな気がするわけです。そういう立場に立つてこれに賛成か反対か、端的に言えばそういう考え方に立つというのを考えてみますときに、これは考える角度が全く変わってくるというふうな気がするのです。ただ、われわれはこの提案理由に見る限りは、五年間でいわゆる学校法人化を進めなさい、そうして個人立、宗教法人立の学校法人化を進める中で、その意思のあるところには補助を出して、やりやすくしておるが、それができなかつたから単純に三カ年延長する、こういうふうな形のように受け取れたわけですね。しかし、それがそうでないということになりますと大変な問題になるわけですが、私も先ほどの答弁を聞きまして、実は提案理由をもう一遍読んでみましたら、それが入つておりませんのであららと思つていましたら、いま中西委員から、黒いところを透かしてみたら入つていてというふうな話で、私もそこまではちよつと気がつかずに素直に読んでいたわけです。それは、そういうふうな黒い消した部分が私はよく見えませんけれども、先ほど中西委員が指摘したような形で入つておるならば、私もとすれば、これはむしろそう

いうものを含めた中で真剣に討議をすべき問題であつたらうというふうな思ひです。

こちらあたり、他意はありませんと言ひますが、どうも私も質問する立場から見ても、あるとなつては大変な違いが出てくる。こういう意味合から、お消しになつたのは何か意図があつたような気がいたしますし、そこらあたりを含めて再度提案のお考えをお聞かせいただきたと思ひます、今後のお考え方もお聞かせいただきたと思ひます。

○西岡議員 お答えいたします。

実はこの法律自体の目的は、あくまでも個人立、宗教法人立の学校法人化というものを促進する、そのために五年間の時限を切りまして学校法人立以外の幼稚園に対する助成も行えるという道を開いたわけでございますが、先ほどから申した上げましたように、人口動態の変化、社会情勢の変化というふうな過去五年間の変化の中で、個人立、宗教法人立に対する助成の道が、ここで法律が切れたという理由だけによつて、いま直ちに打ち切られるというふうな状況に幼稚園が置かれていないのではないだろうか。これはあくまでも子供たちのために行つた施策でございますから、これは非常に経営が苦しくなつてきている幼稚園の現状を考えますと、いまこの時点で直ちに、法律が時限を迎えたことによつて助成が打ち切られるというところは、子供たちに対する施策としても好ましくないのではないかと。そうしてその奥にある理由として、それがこの法案の直接の目的ではありせんけれども、三年間の時限をかけて幼児教育のあり方、行政のあり方あるいは幼児教育を行つていく幼稚園の経営形態、設置者の形態のあり方というものを根本的に考え直す時間になつてはどうかということが背景にあるということを中心としたわけでございます。この法律そのものが実は幼児教育のあり方を改革するという内容を内容としたものではないわけでございます。そういう意味で先ほど墨で塗つたのはどういうことかということについて他意はないということを中心としたわけでございます。こうした質問をいたした中で、答弁を通じてその背景にある真意を御説明申し上げておる、こういうふうな御理解をいただきたと思ひます。

し上げたわけでございます。こうした質問をいたした中で、答弁を通じてその背景にある真意を御説明申し上げておる、こういうふうな御理解をいただきたと思ひます。

○鑑治委員 自民党の政調副会長というお立場にありまた文部省の行政に対する影響力も多い立場での御発言でありますから、これは今後の文部行政にも大きく影響を与えていくことであろうと思ひます。ただいま提案者である西岡先生のお答えの中で、幼児教育の見直しということについて、そういう時期に来ておるし、本助成法の延長自体がその目的ではなくて、恐らくはこれをその一部分として大きく変えていくというお考えのようでございますが、こういういまの提案者の答弁の内容につきまして、文部省といたしましてはどういうお考えを持ていらつしやるか。これは質問の中で通告をしていく問題ではございませんが、大枠で何かそういうお考え等があればこの際お聞かせいただきたと思ひます。

○小川國務大臣 ただいま中西委員の御質疑に対して答弁を申し上げましたのが文部省の立場でございます。

○鑑治委員 あつさりお答えいたさんと拍子抜けがいたしますが、それはそれといたしまして、五年間を経過いたしましたときに、確かに後半におきましては、特にいま提案者からお話のあったいろいろな要素というものが厳しくなつてきたことは事実であらうという気がするわけです。確かにこのままではいかぬという気がするのです。それは全体の中で通して考えようとはしながらも、いろいろ早くやつた人とやらない人が残つて、まだ学校法人化してない人、理由は深刻な理由、またいま御答弁のあつた内容というものが多分に入つてきておることも理解はいたしますけれども、それに立つてみてもなおかつ、いわばもうい得といひますか、そういう形のものもあるということも耳に入ることがあるのです。そういう点についての実態調査、これも先ほどの質問と若干重複するかもしれませんが、調べておられるかど

うか、この点、文部省サイドにお聞きをいたしたいと思ひます。

○柳川(寛)政府委員 学校法人化の進みませんでした阻害要因等につきましては、先ほど提案者の方からお話があつたとおりでございます。そこで、私もいま一團一團詳細な理由につきましてそれなりの調査をいたしておるわけでございまして、学校法人化できなかった理由はさまざま事由がございまして。先ほど西岡先生からお話がございましたように、幼児の減少が当初の予測よりも大幅なものと予想され、そのため今後の幼稚園の経営に不安を抱いておられるもの、あるいは学校法人化について宗教法人や法定相続人となる家族の同意を得ることになお困難を来しているもの、あるいは園地の取得または借用について地主との交渉が難航している、または資産確保に困難を生じているもの、それから現状のままでは幼稚園設置基準を必ずしも満たしていないというようなもの、あるいは学校法人認可の手続が当初の計画よりおくれたもので近い将来には学校法人化の可能性のもの、その他負債が多いなど、そのような分類の中で、いまそれぞれ幼稚園につきましても事由を分類、調査しておるところでございます。

○鑑治委員 三時ちよつと前になりましたので簡単に済むだけ、わかればお答えいただきたので

人口動態のお話、出生率の問題、御答弁の中で出ておりました。これまでは確かに何年か減つてまいりましたが、今後の見通しといひますか出生状況の見通し等についてはどういふふうにお考えになつていらつしやるか、これは文部省のサイドでお答えいただきたたい。

○三角政府委員 わが国におきます今後の出生数の推移につきましては、厚生省の予測によりまして昭和六十一年まで通減をしております。そしてそのときには昭和五十六年に比へまして十六万人の減、こういうことでございまして、その以後はまた増加していく、こういうふうなされております。この厚生省の予測を基礎といたしまして今

後の幼稚園該当年齢人口について推測いたしますと、幼稚園に入ってくるのはそれより後になりますから、昭和六十六年度ごろまで通減をして以後少しずつまた増加していく、こういうふうになるのでございます。

ただ、今後の園児数そのものになりますと、就園率の増加をどの程度見込むかによつて異なりますし、それからその就園率というものは施設設備の状況あるいは保護者負担の問題等さまざまな条件がこれに絡んでまいりますので、これについて予測を行うということはなかなかむずかしいというふうに考えております。

○鑑治委員 じゃあこれで、私の質問はまた後にさせていただきますと思います。

○青木委員長 午後四時十五分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

午後四時三十五分開議

○青木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鑑治清君。

○鑑治委員 格調高いお話を伺った後でございますが、提案者に、最初にちよつと戻りましてお尋ねをいたしたいと思います。

先ほどもちよつと申し上げましたように、諸情勢の変化等によりまして幼児教育を根本的に見直す、こういうふうな理由等も挙げて提案の中に含めてあるのだというお話でございました。それでは、そういうものをいろんな諸情勢の変化を踏まえながらどういう形で具体的にいろいろ取り組みをしようというふうなお考え、具体的な内容に立ち至つて、細かいことはまだ詰めなければならぬでしょうが、大枠の中で、こういうところを変えていくべきではないだろうか、こういうところでは継続すべきではないだろうか、いろいろあると思うのですが、そういった点で、ひとつ提案者の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○西岡議員 お答えをいたします。

非常に広範囲にわたる問題でございますし、この御提案申し上げております法案とは直接的には関係のない問題でございまして、この法案を御提案申し上げまして三年間の延長をしていただいた、その三年間の間に、先ほどの申し上げました根本的な問題について検討をいたしたいということをお願いしてございまして、したがっていまして、自民党といたしまして、具体的な検討項目、検討の具体的な内容、着地点をどういう形に持つていくかというところまでの詰めを党としてはまだ率直に申し上げていたしておりません。ただ、先ほどからお話を申し上げましたように、単に個人立の幼稚園、宗教法人立の幼稚園という問題だけではなくて、設置形態のいかんにかかわらず幼稚園全体、そして保育所等も含めて同じ検討をしなければならない共通の土俵、環境というのがいままでできていないのではないだろうかということも踏まえて、これから各党皆様方とも御連絡をできればとらせていただながら一つの方角を見出してまいりたい、このように考えているわけでございまして、いまこの段階で具体的な改革案というふうなものに値するものを用意しているわけではございません。

○鑑治委員 検討なさるということですから具体案の細かいことは思いいますけれども、この法案を三カ年間延長してそれを経過措置とする、こういうお考えに立つのであると、こういう学校法人を目標としておる幼稚園、それからいままでも一つ、学校法人化をもうする意思もないけれどもやつぱりやつていこうという幼稚園、これは百二条に基づき幼稚園ですかね、そういうものを守り抜こうという幼稚園もあるようでありますけれども、そういういろいろなることを含めてこれを経過措置として三年ということであるならば、助成のことがやつぱり一つの大きな柱の中に入っている、こういうふうな考えていいわけですか。

○西岡議員 先ほどからのお話を申し上げましたように、幼稚園の置かれてある現状は非常に厳しい状況でございまして、経営も非常に困難になつてきている。また、幼稚園に子供さん方をおやつておられる家計の経済的な負担というものも非常に重くなつてきているという状況も踏まえて、いまこの時点で期限が来たからといって直ちにこれを打ち切るということは、根本的な幼児教育についての行政のあり方、政策の方向というものが固まっていらない段階で、法律が切れたこと、これは子供たちを中心と考えた場合に、少なくとも行政としても政治としても親切なやり方ではないのではないだろうか、このように考えているわけでございます。あくまでもこの法案をお願いをいたしております趣旨は、幼稚園の振興ということについて、これまでの五年間の施策をいままここで打ち切ることなくさらにこれを延長して、できることならば学校法人化をさらに促進をしていただくということも一方で踏まえつつ、なお個人立、宗教法人立等の幼稚園が果たしてきておられる社会的な役割というものもやはり評価してこの施策を続けてまいりたい。その間、先ほどから申上げましたように、根本的な施策をこの三年間に少なくとも将来を展望しながら策定をしていくべきではないだろうか、このように考えておるわけでございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○鑑治委員 大変くだいやりとりの繰り返して恐縮でございますけれども、一つのお考え方として、たとえいまの助成というものが五年間である。この前も、学校法人化を目指すものについて助成を差し上げますよ、そのかわり五年限りでやりなさい、こういうふうな法律を決めた、そして実行してきた、それができてない。本来からいへば、それだけであれば常識的に考えればこれではもう終わり、そのつくだい法律を守らないというものはよろしくない。いまややつておられない方々の中に、一部かも知れませんが、財産等を含めて法人の方に持つていかれたのでは後が困るとい

うふうな自分自身のことを考えて、いろいろ学校法人化をむしろ形だけは進めるようにしているけれども、そうではないところもあるようですね。そういうことを考えてみますと、やはり法は一度ちゃんと通した、五年と区切つた、その中でやらない、しかもそれが返還ということをはきわめてむずかしいような状況であるということをは、これは先ほども中西委員がいろいろ文部省の発言等、記録の中から述べられておりましたけれども、現実にはどうあるとすれば、まあ最初悪意でやつたかどうかは別として、苦勞してやらなくても取り得というふうなことが出てくる、これは大変不公平だ。ならば、五年間で切るのが私はむしろ妥当である。しかも福祉の問題を含めていまは少し行き過ぎているのではないかと、あるいはある程度節度をもつて考えなければいかぬのじゃないか、ないしは財政問題との絡みの中で、いろいろと真剣にいま討議をされているときです。だからそういうことを踏まえれば、ただ単純にそういうふうな五年間ということであるならば、むしろ切るのが当然である。しかし、それはできない事情の方があつて、お子さんの立場、父兄の負担の立場から言えばお気の毒だからもう一回だけ三年間は延ばしましょうということであるならば、そういう立場でこの法案を考へるのと、これを経過措置としながら全体にわたつての考え方を三年間で検討して一つの幼児教育のあり方というものを考へたいのだ、こうおっしゃっている提案理由になりますと、これは全く意味が違つてくると思ひます。しかも、この助成を現実に行っているものを五年間で常識ならば打ち切らなければいかぬ。はつきり言えば法を守らないのが悪いのですから、それをあえて三年間同情的に延ばしないう、しかも当初私たちは聞くところによれば、仮に延ばしてももう三年だけですよ、こういうふうなことも一応聞いておりました。ところがいまのようなお話で、これは助成している法案を踏み台にして、三年間検討してさらに次を考へるといふことでありますと、仮に三年たつた後これをずつ

とこのままで単純延長にするのかということ、別な方法ではあるけれども助成措置というものを大きな柱の一つにしながら、子供の立場、父兄の立場を考慮して、いろいろ施策を講ずる必要があるというふうなことを考へておられるのと、この二つというのは、この法案を賛成か反対かを含めて議論していく内容がまるつきり変わってくると思います。そういう点で、提案理由の説明のときにそういったことをはっきりおっしゃらなかったというのには、私は提案者が大変不親切であるというふうに思うのです。

そういう意味で、大変くだいようにやりとりをやつて恐縮ですけれども、そういう立場であれば私たちはもう一度これを本当に真剣に党内でも部会でも検討してみたいという気がするので、そういう立場に立つていま私が申し上げているわけ、だから幼児教育を見直しをされるという一環の一つの大きな柱にする、やはり私立というのは学校法人であるうとなかろうと経営ということが大きな主眼になつてくることは間違いないと思ひますし、そういったいろいろなことを含めて、まず助成ということに柱をしながら見直しをやるのだというふうな受け取り方が、これを経過措置ということと提案理由におつしやるのなら、私は妥当だと考へるわけですが、その点をくだいようですが再度お答えをいただきます。

○西岡議員 お答えいたします。
今回お願いをいたしております三年間の延長、助成策をさらに続けていくということは、この法案の提案理由で申述べましたように、助成を行うということがあるけれども主眼でございます。ただ、あえて私が先ほどからその背景と将来の展望についてのことを付言いたしまして御説明をいたしましたのは、この五年間、確かに個人立、宗教法人立の学校法人化を進めてこられた幼稚園とそうでない幼稚園との間で公平に欠けたというようにない幼稚園とある幼稚園とを比べる意味は、しかし、先ほどから申し上げている意味は、これからの幼稚園の経営が、社会情勢の大きな変

化、人口動態の変化の中で、あるいは教育制度のあり方の中で、一体どうなっていくのであろうかということについての明確な指針が示されていなかったために法人化をためらつておられたということもあつたのではないだろうかということも踏まえて、あえて御説明を申し上げたわけでございます。これは、あくまでもこれまでの五年間の助成策をさらに三年間延長するということがこの法案の提案の理由のすべてでありまして、しかしその背景には先ほどから御説明申し上げました問題が含まれているということをお話しを申し上げたということでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

○鑑治委員 では端的に申しますと、仮にこの三年提案されているのが通過するといひますと、もう三年限りで、提案者としては後は一切延長等は考へていないということですか。

○西岡議員 結論から申し上げますと、そのとおりでございます。と申しますのは、少なくともこれから三年間の間に、幼児教育のあり方、幼児教育についての行政のあり方、幼児教育機関の設置の形態のあり方、父兄負担のあり方、こうしたものについて一つのきちつとした方向というものをつくり上げるということができなければ、これはやはり行政の責任であり政治の責任であると考へておりますので、提案をいたしました自民党といひましてはこれは再延長は考へていない、このようにお答えを申し上げます。

○鑑治委員 そうしますと、本法案についてはそういうことで私も了解いたし、確認をいたしておきますが、別の観点から根本的に幼児教育を見直さず、また設置形態のいづれかを問はずいろいろな形のものをお願いするという中で、やはりいま行われていたような形で助成ないしは以外の非学校法人立の幼稚園でも別途にいろいろな法体系をつくつて補助金が出せる体系をつくるべきではないかといういろいろな話もいま出てきているようでありまふけれども、これはこれで切れるけれども、しかし根本的な見直しの中の一環としてそういうい

たものを本当に公平に、また子供、父兄等の負担が不公平にならないように、またよりよい幼児教育ができるような形でそれはそれでまた別途考へていく、こういうふうなお考へになるわけですか。

○西岡議員 お答えいたします。
そのとおりでございます。

○鑑治委員 私立の幼稚園の学校法人化の促進というのには、先ほど、答弁の中でも、私がちよつと触れた中でも、だんだん進んではきておるけれども、しかしどこまでも法の百二条の幼稚園でいたという園が相当あるようにも聞きしているわけですが、こういう点について、文部省ではその数とか実態等の把握はなされていらつしやるのかどうか。いらつしやればひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○柳川(憲)政府委員 お答え申し上げます。
学校教育法第百二条によります幼稚園数は、昭和五十六年五月一日現在三千七百五十三園、私立の幼稚園全体が八千八百六十二園でございますので、その全体のうちの四二・四％でございます。都道府県が学校法人立以外の幼稚園に對しまして補助するに際しましては、それぞれの県の実情を踏まえ、学校法人化の意思や客観的状況等を判断した上で助成が行われているものでございます。補助を受けた幼稚園は学校法人化を目指してその努力を重ねておられますが、遺憾ながらいままだその中途で期限を迎えようとしているものもありまふので、これらの努力にいましばらく時間をおかせいただいで学校法人化を促進することと幼稚園教育全体に資するものと、大所高所の判断から今回の提案がなされたものと私も承知しております。今後とも学校法人化への推進につきまして努力してまいりたいと思つております。

○鑑治委員 現在学校法人化を志向しておる幼稚園、これは仮に通ればまた三年以内に結論を出すということになるわけでありまふけれども、これ

はいままでの質疑の中でのお答えもあつたかと思ひますが、私ちよつと席を外しておつたときもありましたので、重複しておれば再度お答えいただきたいのですが、あと三年たてば本当に学校法人化志向の幼稚園が全部その期間の中で法人化をすることができ、こういうふうな見直しはあるのでしようか。これは文部省と提案者、両方にちよつとお聞きをしてみたいと思ひます。

○柳川(憲)政府委員 昭和五十一年度から補助を受けて引続き五十五年度末にも補助対象となつていた幼稚園で五十五年度末においてまだ学校法人化の措置が行われていないものが六百三十二園でございます。このうち五十六年度におきまして学校法人化が行われたものと見込まれております。これが百三十ないし百四十園と見込まれております。そこで最終的には五百園程度が個人立等で残るといふように推定されるわけでございます。まして、三年間の延長が実現いたしました過程におきましては、今回の法改正を受けまして文部省としてはさらにこの趣旨を踏まえてできる限り学校法人化が進むよう最大限の努力を払うべき課題であるというように考へておるところでございます。

○西岡議員 お答えをいたします。
具体的な数字の見直しをこの時点で正確に申し上げることは不可能と思ひますが、それぞれ幼稚園の皆さん方が、今回の三年間の延長ということが、各党の御賛同をいただいて法律が成立をいたしましたれば、相当の園が法人化を志向して法人にいたしました期待をいたしているところでございます。

○鑑治委員 全部がならないだらうという前提でお答えのような気がいたします。
そういう場合に、国民の皆さんの税金をいただいてそして自分の意思で申し出をしてやろうというわけですから、五年たつてでござい、さらに仮に三年延ばしてできないという場合には、何らかの形でペナルティーをとつてきちんとけじめをつ

けるというふうなことが必要だというような気も私はいたしますが、そういう点について提案者としてはどういうお考えをお持ちでしょうか。

○西岡議員　お答えをいたします。

実はいまだ五年前にこの法律を制定いたしましたので、かなりの年数、自民党といたしましては党内の議論を重ねてきたところでございます。その中で、ただいま御指摘の、仮に国の助成を受けてなおかつ最終的に学校法人化を行わなかつた場合にこれをどう取り扱うのかということが、自民党の法案作成の過程の中におきましても最大の議論になったことは事実でございます。

これにつきましては、経常経費についての助成でございますので、もちろん幼稚園の経営ということについて個人立、宗教法人立の幼稚園が利益園を受けるということはそのとおりでございますが、やはり直接的には子供たちが受益者ということになるわけでございまして、経常経費としてこれが助成をされるということについて、たとえば先ほどから御指摘のございました学校法人化を行わない場合にはこれを返還させるというようなこととは、現実の行政の課題としては無理なことではないだろうか、また現に経常経費が姿を変えて不正な形で使用されるということになれば、これにつきましては会計基準等について十分な監督が行われているわけでございますので、それはまずそういう形でチェックすることができらるだろう、したがって結論的には、仮にいろいろな努力をしたとしても、すでに経常経費に対する助成が行われた助成金について返還命令を行うということは現実の問題としては無理であろうという結論を自民党としては得て、法案提出を當時させていただいたわけでございまして、それが先ほど来中西委員から御指摘のございました、いろいろなこれについての照会について文部省からの見解が示されているというものもそういう立法作業の過程における自民党内の議論を踏まえてのことであつた、このように御理解をいただきたいと思います。

○鐵道委員 私どもが考えますのは、そういう話が伝わっていく、部会でそうだ、文部省もそういう考え方があるということになると、これはもう絶対やらなければ罰則があつて大変なことになるということでないわけですから、意地悪く考えるとき、大変悪質な人は、今度はもう一遍延びた機会に駆け込みでやれ、形だけはとれ、ないしはいままでの学校法人化を目指しておつても適当にやつておつたところは、どうせそういうことは一切考へないのだから、この際もう適当にやつておけということで、最後は、努力しましたがチョンでございましてというようなことで終わりになるといふふうなおおそれが私は大変あるのじやないかと思ひます。

そういうことは私、この法案については厳しくやるという流れ、これは何かの形でとっておかなければならない、こういうふうに思うのですが、そういう意味から現法律とかいろいろなことでもできにくいというものを、そこは議員立法で超法規的というわけでもないでしょうが、これは後でまた提案される予定だと聞いております外国人教授の任用の問題にしても、法律的には法制局あたりもよろしくありません、こうなっているわけですが、だからこそ議員立法でやっちゃって押し切るわけという形、当然それは大所高所に立つての判断でなければならぬでしょうけれども、しかしそれではできないことでもないだろう。そういう意味で、やはり厳しいものを思い切ってやるべきだ、こういうふうに思うのですが、再度この点に、簡単に結構ですが、お答えをいただきたい。

○西岡議員　お答えいたします。確かに御指摘のとおり、この問題はこの法案を立案いたしました当初から大変頭の痛い問題でございまして、実際に善意でなおかつ学校法人化ができなかったという場合と、そういう努力が余りなされないまま結局学校法人化をしなかったということの判断というのをどこでするかということとは、非常に現実の問題としてはむずかしい、これは結果論として出てくる問題でございますし、こ

これは私学振興助成法が制定されましたときに、国民の貴重な税金を助成金という形で国庫から支出するわけでございますから、これが厳正に子供の教育のために支出されるということについて、会計基準のきちとした原則を定めるといふことを同時に決めたわけでございますので、それに従つて不正のない公正な会計の処理が行われているといふことは、別の形でこれは十分監査が行われているわけでございます。したがいまして、資産といふような形で国の助成が行われたものが残され、そしてそれが最終的には私有財産に転化するといふようなことがあれば、これはきちとした歯どめをしなければいけないことでございますが、先ほどかるる申し上げましたように、子供の日々の、幼児教育についての経常費についての助成として消費される経費でございますので、これについて具体的にどういう形でこれを返還させるかといふことは、実際の行政指導の技術上の問題としてもなかなかむずかしいというのが私どもの議論の過程の中で出た答えでございます。御指摘の趣旨は、私どもも十分理解し、またそこが私どもの悩みでもあったわけでございますけれども、現実の問題としては、いまこの段階で何らかかの罰則的な措置をこの法案に盛り込むということには法技術的にも非常にむずかしいのではないかと、このように考えております。

○鐵治委員　では、別の問題に移りまして、先ほどからいろいろやりとりございました中で、いま幼稚園が、特に私立が大変経営的にむずかしくなっている、その大きなものに人口問題があるということでありますが、私は、もう一つ保育所との絡みもあるのではないかという気がいたしました。そういう観点からお尋ねをしたいわけですが、幼稚園と保育所の目的とかあり方について、何かきちつとしたじめががついているように感じてない向きがあるのじやないか。特にいまいろいろな父兄のニーズというのが、幼児に対する教育は保育所関係に對してはやつてもらいたいという要望がございますし、また幼稚園の方に対して

は保育所におけるように幼稚園における保育所
の保育時間に相当するもの、これは時間を長くして
ほしい、こういうようなニーズがあつて、両方一
緒にしたような形がいろいろ出てきているわけで
ありますけれども、現実には縦分けられておりま
すし、所管も違います。そういう中で、保育所の方
が、補助金の関係も多々つくりやすいというふう
なことからそちらに走っていく。それがまたさら
に幼稚園の経営に悪影響も与えていく、経営とい
う点からだけ見れば。そういうふうな形もあるよ
うですね。特に保育所では乳幼児から学童までの
保育に欠ける子供のための福祉施設とはなつてお
りながら、特に保育に欠けるというところを拡大
解釈をして幼稚園的なものまでも取り込んでいつ
ている、こういうところにも一つの問題点がある
うかと思うのですが、そういう観点から今後幼稚
園と保育所のあり方、どこで線を引き張り、どう
いうふうにするのか、ないしは幼保一元化とか重
要な考え方がいろいろ提起されているわけであり
ますが、そのあたりについては提案者としてはど
ういうお考えを持っていられしやるのか。さらに
は文部省としてはどういうお考えでいられしやる
のか、一言お伺いをしておきたいと思ひます。

○西岡議員　お答えいたします。
先ほど中西委員の御質問にお答えを申し上げた中で、いろいろな要件の一つとして保育所との競合と申しましょうか幼稚園との調整という問題が一つの大きな人口動態の変化という問題を底流として起こってきているということをお答えを申し上げたわけでございますが、ただいま御指摘のとおり、保育所と幼稚園とのそれぞれによつて立つところの成立の沿革というものは異なつてゐるわけでございます。また、現行の制度の上におきましても、当然それぞれの役割りは異なつてゐるわけであります。が、現実の問題として保育所、幼稚園がそれぞれ制度として誕生いたしました当時と現時点における実態とはかなり変化をきてゐることは御指摘のとおりでございます。保育所と幼稚園も同時に人口動態の変化という大きな

波をとにかぶっている。これは幼稚園の公立、私立の中におけるそれぞれの、異なる設置形態間の競合のみならず、保育所との競合という問題も現実存在をしているわけでごさいます。こうしたものも幼稚園を中心とした行政のあり方全体が根本的に問い直されなければならない、御指摘のとおり私も考えております。

○三角府委員 御指摘のようなことが実際問題として見られると思っております。幼稚園と保育所というのはいわば混同的な運用と申しますか、そういう状況が見られるということかと思ひます。その一つの原因と申しますか、よって来るところとしては、地域によりまして、県や市町村によりまして非常に幼稚園が普及しておるところがある反面、逆に幼稚園が全然なくて保育所しかないところも多いわけでごさいます。私も余り保育所のことは申し上げたくはございませんが、昭和五十年の行政管理局の勧告の中にもそのような面に触れておりまして、たとえば「人口約八万五千人の市において幼稚園一園に対し、保育所十九所となっているなど、保育所に偏って施設が設置されているところがある。」さらには、保育所への措置基準の具体的な適用判断は措置権者である市町村長に任せられておりまして、そういうこともあって「施設の整備、運営上有利な保育所を設置し、保育所に入所を希望する五歳児又は四・五歳児について保育に欠けることの有無にかかわらず、措置入所させているためと思われる。」、こういうようなことを言われております。やはり同じ幼児の施設でございまして、幼稚園がないわけでごさいますから、そういうところでは保育所に対して幼稚園的な機能をおのずから保護者が求めてくるというの自然的なことではないか、こう思うのでございします。

私どもは文部省という立場でございしますので、幼稚園と保育所の目的のけじめがなかなかつきりしないという御指摘であるわけでごさいます。が、幼稚園につきましては、従前から学校教育法に基づく幼児を対象とする学校である、こういうことで、この制度の趣旨に沿って今日ここまで普及、発展してきたものでございします。私どもは今後も希望するすべての幼児が適切に幼稚園で教育を受けられるように、かなりの規模の市町村でなお未設置というところは設置していただくように、そしてその整備を進めていきたい、こういうふうに思っております。

○綴治委員 では、この問題は、まだ具体的なあり方として年齢の区切り方とか幼保一元化とかいろいろ問題がありますので、また機会があればいろいろと議論をしたいと思います。専修学校の問題について、いよいよ時間がなくなりましたので、答弁は簡明に、簡略で結構でございますのでお願いいたします。

○綴治委員 専修学校など私立学校法第六十四条第四項の法人についても、助成及び監督の規定、これを私立学校振興助成法の所要の規定を準用する、こういうことで今回提案されているわけでありまして、専修学校が学校教育制度に体系化されてから五年間たっているわけですね。その間これが私学振興助成法からほつておかれた理由、いまそれを入れようとする理由を提案者の方からひとつ簡単にお答えいただきたい。

○西岡議員 お答えをいたします。文部省の方から補足的に説明をしていただきますが、今回私立学校振興助成法の一部改正を提案いたします機会に、ただいま御指摘のとおり、整備がはかばかしくなっております。これは自民党といたしまして非常に遺憾なことであると反省をいたしておりますが、この際、専修学校または各種学校を設置する準学校法人に対する助成及び監督についての規定について、欠けております必要の規定を整備する必要があるからこの法案の中において同時に解決を図りたいということで御提案を申し上げたわけでごさいます。

○柳川（憲）政府委員 いま提案者の先生から御答弁されましたとおり、現在の法律では、準学校法人に對します補助、助成につきましては、別に法律に定めるところとなるております。五十

九条でなっておりますが、この面が制定の経緯のところから欠落したておりました。専修学校を設置する準学校法人に対する助成の根拠法規が不安定な状態になっております。したがって、機会があればその改正を図るべきであると考えておりましたところでごさいます。今回の提案によりましてこの面の整備されることを期待いたしております。

○綴治委員 これは、ほつておいたというのはいろいろからぬなという気がいたします。いろいろな質問を用意しておりましたが、ちよつと時間がなくなりましたのではしりまして、自治省からいらしていただいておりますので御質問申し上げます。

第一条校への助成金については、自治省は地方交付税の積算基礎の中に算入していることを認めているわけですが、専修学校、各種学校への助成金についてはその算入を認めてない。これは私は大変よろしくないのじゃないか、こう思っているわけですが、その理由をひとつお聞きしたいし、ぜひこれは算入の基礎に入れたらいいと思ひます。この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○紀内説明員 お答えいたします。お話しのとおり、確かに現在学校教育法一条校に対する助成につきましては交付税の措置を講じておりました。一方、専修学校等については措置をしておりません。この理由を申し上げますと、いわゆる一条校につきましては私立学校振興助成法に基づきまして国の制度として都道府県に對する助成が行われていること、また各都道府県におきましても相当額の助成が行われておりました。普通偏的な財政需要という位置づけが与えられていることなどから、交付税への算入を行っていいところでごさいます。一方、専修学校につきましては、学校教育法上も一条校とはその取り扱いを異にしておりまして、したがって国による助成措置も行われておりません。また、地方公共団体についてみますと、現実に助成を行っていない団体が

相当数ございまして、また助成を行ってゐる団体につきましても、その助成の額なり内容なりにつきましては非常にまちまちであるということなどから、これは地方公共団体にとりましては普遍的な財政需要とは言ひ得ないために、交付税による措置を行っていいところでごさいます。

○綴治委員 これはぜひひとつ算入される方向でやっていたらいいと思ひます。御要望を申し上げておきます。

○柳川（憲）政府委員 先生御指摘のとおり、高校卒業生のうちで直ちに専修学校の専門課程に入学者の割合は年々増加しております。昭和五十五年では九・六%となっております。このような実情を反映いたしまして高等学校側においても、たとえば東京都におきましては専門学校進学指導研究会を組織いたしまして、専修学校関係者との情報交換等を行うなど熱心なこの面の進捗指導の取り組みも行ってきております。先生御指摘のとおり、まだ専修学校制度が発足して間もないことでもありますが、これらの面について必ずしも十分に理解されているとはいひがたい面もあつたので、今後、高等学校における専修学校についての理解が一層進展するよう各都道府県にお願いをしたいと思います。また、専修学校関係の協会の初め、それぞれの専修学校でこの面の理解を得るための努力につきましても期待を申し上げてまいりたいと思ひます。

○綴治委員 専修学校のそういう理解をさしてい

くということと同時に、逆に大変悪い面もあるよう
うで、行政管理庁から昨年、専修学校の実態で調
査報告を発表しているわけですが、それによりま
すと、定員未満の学校がかなりあつていたり、ま
た、教員数が不足、授業時間不足、また、異種の
課程の混合授業、こういったような設置基準に違
反している内容等があるとか、また、就職のあつ
せん事業が無届けで行われている傾向があるとか、
か、こういったいろんな指摘がされているわけが
が、同時にまた、誇大広告等によつて、入学をし
てみたら内容とは全く違つておつてでたらめであ
つたというふうな問題等もいろいろ起つていて
ようであります。今回こういう助成が根拠法的に
提案されている機会に、こういった問題について
は、指導監督等、今後の問題についてやらなけれ
ばならぬことがずいぶんあると思うのでございま
すが、こういう点についてお答えをいただきたい
と思います。

○柳川(豊)政府委員 御指摘のとおり、五十六年
三月の行政管理庁の調査報告で、種々、専修学校
の運営また教育の実践につきまして報告を受けて
おりますが、その対象となつた学校数は五十五校
でございまして、個々の対象校につきましましては、
必ずしも具体の学校名は明らかにされておりませ
ん。私も文部省といましては、この報告を
直ちに全国に通知いたしまして、各都道府県にお
かれまして、専修学校の教育のより適正かつ充実
について指導方をお願いしてきておるところでござ
います。

また、御指摘の誇大広告等の問題でございます
が、専修学校の入学案内あるいは募集広告が入学
者に誤解を与えることのないよう、適切な指導方
については監督庁である都道府県知事に対しまし
て従来から指導してまいつておるところでござい
まして、最近、この専修学校による誇大広告によ
つた被害というものは、事例として承知していな
い状態になつてきております。ただ、不認可の学
校と申しますか、不認可のものでこの面の被害を
受けたというような例がたまたまございますの

で、これらにつきましては、直ちに認可の申請を
して専修学校あるいは各種学校としての条件をそ
ろえ、それになつた教育実践がなされるという
ような指導をいたして、個々のケース、ケースに
つきましてそれぞれ各都道府県知事におかれまし
て指導してまいつておるところでございまして、
これらの面につきましては、今後とも被害が生
じないよう十分留意してまいりたいと思いま
す。

○鍛冶委員 最後に大臣、一言だけ。

本法案の幼稚園の関係については、先ほど中西
委員の質問にも最後にお答えがございました。専
修学校の問題、これは今後の日本にとつては非常
に重要な柱になる大切な問題だろうと思いま
すが、いま申し上げたようないろいろな諸点がござ
います。こういった面を含めて、今後専修学校に
対する取り組み姿勢等について、大臣から一言だ
け御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思
います。

○小川国務大臣 専修学校は、社会情勢の変化、
経済情勢の変化あるいは学習者の適性、志望等に
対しまして柔軟に対応することのできる教育の場
でございまして、あわせてまた、生涯教育という観
点からも望ましい役割りを果たしていくに違いな
いと存じておりますので、今日までも教職員の
研修に対する助成あるいは施設設備の拡充に対す
る融資、あるいはまた税制面の優遇措置の拡大と
いうような努力をいたしてまいつたわけでござい
ますが、ただいま御指摘をいただきました点につ
いても十分留意いたしまして、整備充実を図つて
まいらるつもりでございまして。

○鍛冶委員 どうもありがとうございました。

○青木委員長 次回は、公報をもつてお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

昭和五十七年五月四日印刷

昭和五十七年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W